

教育厚生委員会会議録

日時 平成25年12月10日(火) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後4時43分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 塩澤 浩
委員 中村 正則 前島 茂松 山下 政樹 大柴 邦彦
高木 晴雄 望月 利樹 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

説明のため出席した者

福祉保健部長 山下 誠 福祉保健部次長 桐原 篤 福祉保健部次長 宮原 健一
福祉保健部次長 篠原 昭彦 福祉保健総務課長 横森 梨枝子
監査指導室長 遠藤 裕也 長寿社会課長 山本 日出男
国保援護課長 小澤 賢蔵 児童家庭課長 宮沢 雅史 障害福祉課長 平賀 太裕
医務課長 小島 良一 衛生薬務課長 三科 進吾 健康増進課長 堀岡 伸彦

教育委員長 高野 孫左工門 教育長 瀧田 武彦 教育次長 堀内 浩将
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 秋山 孝 福利給与課長 雨宮 貴
学校施設課長 内藤 正浩 義務教育課長 渡井 渡 高校教育課長 赤池 亨
新しい学校づくり推進室長 大塚 克秀 社会教育課長 近藤 周利
スポーツ健康課長 上野 直樹 全国高校総体推進室長 清水 義周
学術文化財課長 田中 禎彦

議題 (付託案件)

- 第104号 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例中改正の件
- 第105号 山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例廃止の件
- 第106号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条継続費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第116号 指定管理者の指定の件(山梨県立介護実習普及センター)
- 第117号 指定管理者の指定の件(山梨県立愛宕山こどもの国及び山梨県立愛宕山少年自然の家)
- 第118号 指定管理者の指定の件(山梨県立聴覚障害者情報センター)
- 第139号 指定管理者の指定の件(山梨県立青少年センター)
- 第140号 指定管理者の指定の件(山梨県立八ヶ岳少年自然の家)
- 第141号 指定管理者の指定の件(山梨県立科学館)
- 第142号 指定管理者の指定の件(山梨県立八代射撃場)
- 第143号 指定管理者の指定の件(山梨県立八ヶ岳スケートセンター)

第144号 指定管理者の指定の件（山梨県立飯田野球場）

第145号 指定管理者の指定の件（山梨県立美術館 山梨県立文学館 山梨県芸術の森）

請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

請願第24-10号 重度心身障害者医療費助成制度の現行のまま窓口無料の継続を求めることについて

請願第25-12号 「高校無償化」への所得制限導入に反対し、「教育費無償化」の前進を求める意見書採択について

請願第25-14号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
請願については、請願第23-1号、請願第24-10号、請願第25-12号は継続審査すべきものと決定し、請願第25-14号は不採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順に行うこととし、午前10時4分から午後0時24分まで教育委員会関係（その間、午後0時25分から午後1時31分まで、午後2時58分から午後3時20分まで休憩をはさんだ）、休憩をはさみ午後3時20分から午後4時43分まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

第139号 指定管理者の指定の件（山梨県立青少年センター）

質疑

（指定管理者制度のメリットについて）

前島委員 教育委員会関係だけではなく、県としては指定管理者制度を推進してきました。指定管理につきましては、おおむね5年間の指定管理契約を結ぶわけですが、改めて公の施設管理を指定管理者に移行するサービスの原点について、行政としても、また議会としても、まずしっかりと検証していく必要があると考えています。

そこで、改めて、教育長から指定管理者制度のメリットについてどのような考え方を持って取り組まれているか質問させていただきたいと思います。

秋山次長・総務課長事務取扱 指定管理者制度につきましては、平成15年の地方自治法改正に伴い、地方公共団体が管理している公の施設について、民間事業者のノウハウを活用しながらサービスの向上と効率的な運営を図るという観点から導入されているものでございます。以上でございます。

前島委員 今、次長からお話をいただきましたように、指定管理者制度の導入は、経営の効率化を図り、よりサービスを高めていくという行政運営を目指して取り組

んでいるものだと思います。その趣旨に沿って指定管理者制度については、5年の歳月を経て次の指定管理者へ移行していくためには、検証をすることが重要です。その検証をどのような手続で行っているかについて伺います。

秋山次長・総務課長事務取扱 指定管理者導入施設につきましては、指定管理者のサービスの向上を図るということと、サービスの安定的な供給を図るということから、施設の管理・運営状況について、県が求めますサービスの水準を充足しているかどうかを定期的に確認し、検証を行っております。これはモニタリング調査と呼んでおりますけれども、年1回行っています。

また、施設管理者側は、利用者の満足度を高めるため、利用者アンケートを実施しまして、利用者の苦情や要望を伺いながら、施設のサービス水準の維持に努めているところでございます。以上です。

前島委員 今、指定管理者制度が導入されてから、県行政全体が再更新する時期に移行している中で、同じ指定業者が繰り返しやることは、硬直化を招くのではないかと非常に心配をしています。いつも指定管理者がみずみずしい気持ちで、そして、意欲に燃えて指定管理を受注していく姿勢を持つにはどうしたらいいかという課題があります。教育委員会関係の指定管理者について、どのような基本的な姿勢で取り組んでいるのかという点と、同じ団体が繰り返し硬直的にやることについて見解を聞きたいと思います。

秋山次長・総務課長事務取扱 まず指定管理者の選定に当たりましては、公平な観点から選定委員会という外部の有識者を選任して行い、募集に当たっては広報誌などを行いながら募集をしております。あわせて、新規参入がしやすいように、当初3年間だったのですが、3年間では民間企業が参入するのは少し短いため、前回の更新から5年間になりました。それとあわせて募集をするときには、これまでの利用実績や施設の状況を広くお知らせしまして、新規参入がしやすい努力をしているところでございます。以上です。

前島委員 総論含めでの意見を申し上げているのですが、指定管理者制度のメリットの最たるものは、競争原理を応用してよりサービスを高めていくことに尽きると思います。信頼のある業者選定ができ、競争し合うことで、より経済的で効率的にサービスをすることが基本的な考え方です。

行政では、四、五年の計画を中期計画と言い、10年や15年は長期計画をつくって先を見通す訳ですが、指定管理において、5年を2回やるのは10年間同じ事業者が引き受けることとなりますので、10年の長期計画となります。さらに3回繰り返すと15年となります。そのことを考えると、やはり指定管理者制度には基本的に限度制限を設定する必要があると考えますが、行政としてそのようなことを議論したことがあるかについてお聞きします。

秋山次長・総務課長事務取扱 現在、指定管理期間は5年を標準期間として、更新を妨げないということになっております。制限を設けるかどうかについては全庁的な問題になるかと思しますので、教育委員会単独で検討する問題ではないと考えております。以上です。

前島委員 教育委員会の分割審議ですから、ここで見解を述べることはできないと思いますが、そういう視点をもって、教育委員会の指定管理者の立場から庁内協議を行う必要があると申し上げます。要望といたしますので、その整備を進めて

いただきたいと思います。以上です。

(選考委員の選定について)

塩澤委員

一つ一つ指定管理者を審議するということなのですが、今、前島委員からもお話があったように、今回の指定管理者は、全体で54の施設がある中の35施設を更新するという事です。また、新たな2つの施設を合わせますと、今回全体で提案されたものが37施設になります。全体を見たときに、評価点が極端に低いものもあり心配するところですが、教育委員会が所管するものについては、評価点は相当高いと思います。

先ほども次長からも話がありましたが、指定管理を導入する一番の目的は、民間事業者が有するノウハウを活用していくことだと思っておりますが、その中で伺いたいのは選考委員についてです。選考委員を設置する際、この委員の選定については何か基準、あるいは全庁的に統一したルールなどがあって決められているのでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 全庁的な基準の中で、選定委員会は各部局ごとに設置するという事になっております。今回、教育委員会では9つの施設で7つの指定管理の更新がありますが、それらを選定する委員会を1つ設けています。委員は5名で組織しまして、選定手続の透明性あるいは公平性を確保するために、全て5人とも外部の有識者を充てることになっております。なお、選定委員については、1名は公認会計士などの会計に詳しい者、あとの者はそれぞれ施設の業務内容等に精通している者を充てることになっております。以上でございます。

(応募が一団体であった理由について)

塩澤委員

では、次の質問です。青少年センターについては応募団体が1団体だったということですが、本来は、幾つか応募があって初めて比較できると思います。1つだけだと比較もできませんので、選択肢がないわけです。応募が1団体しかなかったことについては、どのような原因があったのかお聞かせいただきたいと思っております。

秋山次長・総務課長事務取扱 募集については公募ということで、ホームページ等で周知に努めたわけですが、結果的には、今回お願いしております7つの更新の案件のうち6つが1団体のみでの応募でありました。その理由でございますけれども、現在の指定管理者による管理運営が適切に行われていることで、民間事業者において現在の指定管理者が定着しているイメージがあると思っております。現在のサービス水準を上回り、より低廉な価格で実施することが、なかなか難しかったのではないかと考えております。以上でございます。

(指定管理者委託料の縮減について)

塩澤委員

応募がなかったことについて、はっきりした原因というのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、やはり1社しかないというのは、県民に説明する上でも、そのような施設なのかという感情を持つ人も出てくると思っております。やはりもう少し広く応募がふえるように考えてもらいたいと思っております。

では、次の質問に入ります。前回から指定期間が3年から5年に変更になったことですが、例えば什器などをリースしているとは思っております。その中には、5年以上使用できるものも当然あるかと思っております。指定管理者が変わる場合は別として、前回に引き続いて継続される場合は、使えるものは再リースすることもあると思っておりますが、その場合は委託料の縮減など何らか反映されて

いるのでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 今の点でございますけれども、あらかじめ県で適正な価格を積算して予定価格のように提示することはしておりません。しかしながら、今、委員御指摘のとおり、指定管理者を継続して行った場合にはコストダウンが図られる場合が確かにあるかと思えます。その場合は、指定管理者において価格を積算する際に、それなりの工夫をした上で提案価格が出てくると考えておりますので、価格にも反映されていると考えています。実際、今回7つの更新ですが、そのうち5つの施設は前回の指定管理委託料よりも安い価格となっております。以上でございます。

(青少年協会の組織について)

山下委員 それでは、幾つかお伺いします。まずこの青少年協会ですが、理事長が内藤いづみさんとのことですが、組織の内容と役員について教えてください。

近藤社会教育課長 委員御指摘のとおり、理事長につきましては内藤いづみさんでございます。専務理事は藤原一治さんで青少年センターの館長を務めております。また、常務理事は杉山正巳さんで科学館の館長を務めてございます。その他理事につきましては、役職も含めてですか、名前だけでもよろしいですか。

山下委員 名前だけで結構です。

近藤社会教育課長 功刀たつ美さん、名取武師さん、鍋谷正俊さん、平井始子さん、宮澤雅史さん、山田文夫さん、山中泉さん、渡邊一彦さん、あと1名、私が理事となっており、磯部芳彦さん、前島映嘉さんが監事でございます。以上です。

山下委員 今回の読み上げられた方の中で、県のOBは何人いますか。

近藤社会教育課長 専務理事の藤原さんと常務理事の杉山さん、そして、理事の山田文夫さんが県職員OBでございます。

山下委員 その中で給料をいただいている方は何人いらっしゃいますか。

近藤社会教育課長 理事の中で給料が支払われておりますのは、専務理事と常務理事の2名でございます。

山下委員 なぜ役員を聞いたかということ、青少年センター以外の幾つかの指定管理者も、この後もずっと青少年協会がとっていますので、聞かせていただきました。それで、この青少年センターの使用料のメインはプール、体育館、グラウンド、会議室などですが、収入の内訳は今おわかりになりますでしょうか。わかる程度で結構です。

近藤社会教育課長 青少年センターにつきましては、施設の利用と宿泊もできますので宿泊利用等も含めました施設利用でございますが、24年度の総額で、収入は2,200万円程度でございます。それから、指定管理料が1億340万円余でございます。

山下委員 ついでにお聞きしますが、給料をもらっている職員は何人いるのでしょうか。

近藤社会教育課長 給料をもらっているのは、青少年協会職員全体で61名の職員がおります。常勤役員が2名で、先ほど申しました専務理事、常務理事でございます。そして正規職員が25名、非常勤職員が3名で、臨時職員が33名の計61名でございます。

山下委員 わかりました。結局、収入は年間1億2,000万円しかないわけです。60人は多分いろいろな施設に散っていますから、青少年センターの人件費は、もっと少なく、二、三人から四、五人ぐらいでやっているのだと思います。使用料収入も2,000万円というのは少ないと感じます。私もよく使うのですが、プールにしても、体育館の使用料にしても、結構な人が来ているような気がしています。使用料の設定は青少年の育成ということもあり、どうしてもローコストに抑えられていると思います。使用料の2,000万円というのはここ5年間ずっと大体同じですか。

近藤社会教育課長 使用料収入ですが、23年度が2,093万円ほど、24年度の実績値が2,200万ほどでございますので、大体その辺の金額でございます。やはり利用設定料金の関係がございますので、それほど多くの収入はないと考えています。

塩澤委員 もとの質問に戻るようで申し訳ないですが、青少年センターにはグラウンドもありますか。もう青少年センターの施設についてもう1回お願いします。

近藤社会教育課長 わかりました。青少年センターで管理していますのは、グラウンドと体育館、プール、そして会議室等がございます。それから、リバース和戸館も一緒に指定管理としております。あとは、先ほど申しましたように、あまり利用されていないのですが、宿泊施設も用意されてございます。

(選考委員による審査等について)

望月(利)委員 選考委員について、5名の委員が7つの指定管理者の審査を行うという説明だったのですが、これらの委員が選定された基準、根拠をお聞かせください。

秋山次長・総務課長事務取扱 委員の選定につきましては各部局ごとに設置します。教育委員会では、今回7つの指定管理者が更新になりますが、それらを審査するために教育委員会内に選定委員会を設けています。委員は5名で、全て外部の有識者です。

今回教育委員会で選任いたしましたのは資料2ページにございます。全て同じメンバーでございますが、委員長に、少なくとも1名会計に精通する者ということなので公認会計士にお願いしました。今回の教育委員会の指定管理施設が青少年の教育施設、スポーツ施設、美術館などの文化施設でございますので、それぞれの業務に精通している者として、青少年の野外教育を専門にしている山梨大学の川村教授、次に美術館の元館長でもあるブリヂストン美術館の島田館長、そしてスポーツの専門として企業スポーツ連絡協議会の小池代表、あとは、理科教育を専門としている科学館等の業務に詳しい山梨大学の堀教授でございます。以上でございます。

望月(利)委員 選定基準に基づいて審査し、採点を行うのだと思うのですが、選定する議論は公開でやっているのでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 選定委員会は3回実施しましたが、公開ではございません。また、特に日時等を周知してはおりません。

望月(利)委員 議論の方法について伺いたいのですが、具体的にどのようなやり方で進めているのでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 基本的には各施設それぞれの個別の内容がございますので、施設ごとに審査していただきますが、まず事前に、募集要項を公開する前に選定委員会を開きます。3ページに採点結果がありますけれども、選定基準が1から7までございます。このような選定の基準で、こういう審査項目、こういう配点でどうかということを議論していただきます。その後、実際に募集をかけまして、候補者選定段階になりましたら、事業計画について事業者のヒアリングを行います。その後また審査をしていただき、最終的には第3回目で決定していただくこととなります。以上です。

望月(利)委員 最後になりますが、選定した合計点が77点、88点、82点とのことですが、どの辺がボーダーラインなのでしょうか。例えば1つしか応募がない場合、よほど点数が低ければ厳しい部分もあるのではないかと思います。収支が非常に低いところもありますので、見通しは大丈夫なのかということもあわせてお聞かせいただければと思います。

秋山次長・総務課長事務取扱 点数につきましては、各委員がそれぞれの項目につきまして、A、B、C、D、Eの5段階でやっております。Aが特にすぐれた、Cがすぐれている、Eというのはすぐれている点がないとことで、あとはそれぞれ中間点を設けております。選定委員会の中におきましては、仮にEの点がついた場合には、そのまま指定管理者の候補者とするにはふさわしくはないため、改善できる見込みを担保した上でないとだめということでしたが、結果的には、全ての施設でEの点がつくものはございませんでした。

価格につきましてはそれぞれの応募者が積算をして出した金額でございますので、継続して指定管理をすることでコストダウン等が図られている部分はございますけれども、それで今後5年間やっていくと考えています。以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第140号 指定管理者の指定の件(山梨県立八ヶ岳少年自然の家)

質疑

(八ヶ岳少年自然の家の利用者数について)

大柴委員 私の地元ですから伺いたいのですが、泊りや日帰り客など八ヶ岳少年自然の家の利用者数について、過去5年間の動向を教えてください。

近藤社会教育課長 全体の利用者数でございますけれども、22年度は利用者総数で年間3万7,000人ほど、23年度が一番多く4万2,000人ほど、24年度が約4万人です。ちなみに、昨年度の内訳につきましては、宿泊利用が約3万4,5

00人、キャンプ利用が約4,400人、日帰り利用が1,800人程度でございます。

白壁委員長 質問者は5年とっております。

近藤社会教育課長 申しわけございません。5年間ですので20年度からの総数で申し上げますと、20年度が3万8,700人弱、21年度が3万5,000人程度、22年度が3万7,000人ほど、23年度が先ほど申しました4万2,000人程度で、24年度が4万1,000人程度でございます。

大柴委員 今、泊りなどの人数については把握できましたが、この指定管理者の選定理由の中に、「自主事業などに利用者の増加を図るための具体的な手法」と書いてあります。23年が一番多くて4万2,000人ほどなのですが、24年度には利用者数は減っておりますから、具体的な手法になっていないと思うのですが、いかがでしょうか。

近藤社会教育課長 実は一番多い4万2,000人のときは、東日本大震災がございました。その関係で、近隣のスケート場が使えない方が、八ヶ岳少年自然の家を利用したため一時的に多くなりましたが、24年度には一段落して若干減ったということです。大体4万人程度が通常の利用者数と考えてございます。

大柴委員 それでは具体的な手法ではなく、自然の流れじゃないですか。

近藤社会教育課長 特に八ヶ岳の自然の家は、5月から10月までの利用者数が全体の8割を占めております。その中でも、特に冬季の利用が課題なのですが、八ヶ岳の自然を生かしました、例えば雪が降れば氷や雪を使っての親子でのレクリエーションなどを計画して、八ヶ岳独自の取り組みをしております。

また、キャンプ場の利用がなかなか少ないため、キャンプ場の利用促進も課題でございます。特にテントが旧式のテントを使っているのが、今の密閉度の高い新型のテントにかえ、利用者をより促進していくことを考えています。

利用者をふやす努力につきましては、利用の一番多い5月から7月には、通常の月曜の休日を休みにせず、多くの方が利用できるようにしてございます。また、食事のメニュー等も選択肢を設けまして利用者が選べるように工夫しております。

(八ヶ岳自然の家の学校関係者への誘客)

大柴委員 いろいろな施策をしていると思いますが、我々が小さいころは学校でスケートに行った記憶があります。今は人数も減っているとは思いますが、学校関係者への誘客などはしているのでしょうか。

近藤社会教育課長 八ヶ岳の自然の家は各学校からの人気が大変ございまして、多くの学校から要望がございまして。

大柴委員 基本的には全部県内なのではないでしょうか。県外もありますか。

近藤社会教育課長 利用の割合で見ますと、全体としまして7割が県内、3割が県外でございます。特に夏休みになりますと、学校が休みで利用が減るため、県外の利用が多く見られます。

大柴委員 私も以前は観光業務をやっていたものですからよくわかるのですが、山梨より都会の夏休みの方が若干長かったりもするわけですね。所沢では山梨の富士山麓、八ヶ岳も非常に人気がありますから、ぜひこういうところにも誘客をすれば、もっと収入等も上がると思います。県のお考えを最後に聞かせてください。

近藤社会教育課長 冬季の利用促進については、指定管理の中でも選定委員から課題として指摘されております。それから、県外利用の拡大につきましても選定委員から今後の課題として指摘がありますので、施設としても取り組んでいきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第141号 指定管理者の指定の件（山梨県立科学館）

質疑

（県立科学館の収入について）

山下委員 これが青少年協会の本丸です。15億円の指定管理料ですから、かなりの金額です。まず、5年間でどれぐらいの収入があるかを教えてください。

近藤社会教育課長 5年間の収入の合計でございますが、20年度につきましては、科学館は3億9,000万円ほどでございます。21年度3億9,640万円ほど、22年度4億350万円ほど、23年度4億750万円ほどでございます。それから24年度の実績値で4億200万ほどです。25年度はまだ出ておりません。

山下委員 ということは、科学館の収入は指定管理料を入れれば、5年間で7億から8億円ぐらいなのですね。先ほど青少年協会の職員が61人ぐらいいると言われましたが、科学館に常駐している方は何人ぐらいいらっしゃいますか。

近藤社会教育課長 館長を含めまして28名が勤務してございます。

山下委員 1年間の28人の総額についての人件費はわかりますか。

近藤社会教育課長 23年度の人件費の合計が1億1,800万円程度で、24年度につきましては1億1,400万円程度でございます。それから、25年度の計画値で行きますと、やはり同じく1億1,500万円程度になっています。

山下委員 科学館は、四、五年ぐらい前はかなり大規模にリニューアルしたと思いますが、そのときに工事を請け負ったのはどこの会社ですか。内装工事は乃村工芸社じゃないのかと思いますが。

近藤社会教育課長 ただいまの委員の御質問につきまして、展示物につきましてはサンセイシャという会社でございます。

山下委員 サンですか。タンじゃないのですか。

近藤社会教育課長 サンだそうです。サンセイシャということでございます。今、山下委員の御質問で私も申し上げましたのが、委託料を含めた総収入でございます。利用料でございますと、23年度で申しますと4,800万円程度、24年度の実績ですと4,580万円程度、本年度につきましては4,100万円程度が見込まれております。

山下委員 多分、料金はそんなにないと思いますので、二、三年間でいいですから、入館者数を教えていただけませんか。

近藤社会教育課長 入館者数でございますが、20年度が13万4,000人程度、21年度が13万8,000人程度、22年度が15万人程度、23年度が16万2,000人、24年度が16万6,000人で、近年は16万人を超えていると考えてございます。

(選定委員の採点について)

山下委員 わかりました。着実に一生懸命やっただけでございます。次にお聞きしたいのは、選定委員の採点についてです。我々は指定管理者応募団体両方の資料を見ているわけではないので、点数についても、この5人の選考委員の先生方がしっかり審査された結果だと思いたいますが、幾つかどうなのかなというところがあります。この項目の中で、「事業計画に沿った管理を安定して行うための必要な能力及び経理的基盤を有する」があり、「安定的な運営が可能となる人的能力」とありますが、言葉悪いかもしれないけれども、県のOBをやっただけで事務的にあるかのような印象を受けます。民間ではなかなか安定可能な人的能力というのは非常に許しがたい部分もあると思いたいますが、こういう項目は全ての指定管理者にあるものなのでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 この項目につきましては、標準的なモデルがございますので、全ての選定委員会でこうした項目でもって選定をしているはずでございます。

山下委員 民間企業がいわゆる競争原理の中で参入する中で、やはりYBSグループのアドブレン社、日本で一番大きい内装工事会社である乃村工芸社が狙っているということは、科学館はそれなりに魅力があるのだと思いたいます。青少年協会が今度の指定管理者を取るわけですから、大いに頑張っただけと思いたいます。以上でございます。

(選定委員による採点について)

小越委員 情報公開制度を使ってアドブレン社と青少年協会の資料をいただきました。今回2者だったので比較してみたのですが、5人の選定委員の点数配置が、100点満点中、価格が20点で、あと残り80点がいろいろな評価だと思いたいます。それによりますと、選定委員によってかなりばらつきがあるなと思いたいました。アドブレン社については、評価が高い選定委員は20点を入れていますが、72.6点という委員もあれば、一番低い委員は38.8点ととんでもなく低い点もありました。青少年協会についても、77.5点が高い委員で、低い委員は50.1点とかなりばらつきがあります。どうしてこのようにならばらついてしまうのでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 先ほど申しましたように、評価につきましてはAからEまでの5段階でやっています。委員の先生によってはかなりきつ目の点数をつける方もいらっしゃいます。全体を通じれば5人の平均点をとっておりますので、公平公正に行われていると考えてございます。

小越委員 先ほど山下委員からもお話がありましたし、この資料にも載っていますが、選定理由の公表において、アドブレン社は、特別展・企画展の実施が期待できるけれども、学習施設としての運営の点で候補者は及ばない、専門スタッフの確保が不確実であり、事業内容に影響が出るおそれがあるとあります。アドブレン社が、指定された場合、現状、専門的スタッフの継続雇用にやや不安あり、現行職員を継続するかどうか未確定というのは、どういう意味なのでしょう。アドブレン社が管理指定された場合、現状の専門的スタッフの雇用がなかなか見込めない、それから現行の職員が継続するか未確定のため、点数が一番低い委員はD、10点中2.5しかつけていない委員もいらっしゃいます。

アドブレン社は、現状、専門的なスタッフの雇用がかなり難しいことが見込めるということですか。それに対して青少年協会は、継続性があり、問題ないとの点数はみんなほとんど10点で、一番低い委員も5点ということになりますと、今まで継続してやっている青少年協会が、しっかりした専門的スタッフが確保できるということによろしいのでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 専門的スタッフの確保につきましては、アドブレン社・乃村工芸社グループは、確かに企業内には専門的なスタッフがいるのですが、実際に今度新しく参入する科学館にどういう方を置くかは未定とありました。すなわち、例えば今、科学館には青少年協会職員の充実したスタッフがおりますので、そういう者を継続雇用すれば確保は図れるだろうけれども、アドブレン社・乃村工芸社グループについては、明らかではないという意味で点数が低かったのではないかと考えております。以上です。

小越委員 やはり学習施設ですし指定管理するとはいえ、県立科学館としてどういうものをしていきたいのか、子供たちへの理科教育についてどのようなことを展開するかについては、専門スタッフを継続して確保できて、安定した雇用があるかどうかは非常に大きい問題だと思います。指定管理でコストが安かったり、民間から入ってきていいかということそうでもないと思います。やはり専門的スタッフ、特に教育委員会関係は、人的な面をしっかり確保して続けていかないと大変なことになると思っております。

もう1つ伺いたいのですが、先ほどの指定管理者候補の青少年協会が提案した価格が、前回の価格に比べて1億円ぐらい下がっているとのことですが、こんなに下がって、今までと同じように人的な確保をして、科学館にふさわしい事業内容をできるという見込みがあるのでしょうか。

近藤社会教育課長 ただいまの御質問ですけれども、金額的にそれぞれの施設で努力をさせていただいております。特に科学館につきましては、先ほどお話しありましたように、プラネタリウムを改修した関係で、ソフトもデジタル化されましたので、使賃料が減額になっていきます。また、光熱水費につきましても、LED化が進むなど削減に努力しています。それから、消耗品等につきましても、協会全体の努力で、減額をしております。逆に、広告料や修繕でふやしていますが、提

案の中で申しますと、内容の質を落とすことではないと解釈しています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第142号 指定管理者の指定の件（山梨県立八代射撃場）

質疑

（収支計画の内容について）

塩澤委員 資料15ページの収支計画の内容、的確性及び実現の可能性については、2.5、半分ということです。この点数はさっきから問題になっていますけれども、この2.5が平均というのは相当低く評価していると思います。ということは、的確性及び実現の可能性という点はかなり難しいと思いますが、これも1団体しか応募がないからやむを得ないものと思っていいいのでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 選定基準の選定評価の方法をAからEの5段階ということにしております。Aは特にすぐれている、真ん中のCがすぐれている、Eがすぐれている点がないということでありますので、基本的には2.5という評価は真ん中で、客観的に見ればすぐれており、指定管理できないほど低いとは考えておりません。以上です。

小越委員 1つ伺いたいのですが、山梨県体育協会1者しか申し込まないという理由を考えていますか。例えば委託料が安いとか、古過ぎるとか、なぜ1者しか申し込まないと考えているのかを教えてください。

上野スポーツ健康課長 1者しか応募がないのは大変残念なのですが、この八代射撃場はかいじ国体のときにつくられて、それ以来大規模な改修というのはされておられません。施設は老朽化が進んでいて、苦労しながら管理していただいている状態でもあります。実際もうけがほとんど出ませんので、県体育協会でも、修繕のときには教育委員会に相談しながらやっている状況です。そのような中で、いろいろ具体的な努力をして利用の拡大に努めていただいております。そういう意味では、一般民間会社から見ると魅力は低いと考えています。以上です。

小越委員 ということは、誰も手を挙げなくなるという可能性もあって、そうなった場合はどうするのでしょうか。委託料が安いから、40点なのですね。施設管理に係る経費で100点満点中40点、あと60点だけで採点すると、60点満点中ではかなり低い数字になってしまいます。収支も大変です。ただ、県体育協会が手を挙げなかった場合、この施設はどうなるのですか。直営に戻すとか、売るとか、やめるとか、そういうこともあり得るのでしょうか。最後にそこを聞いておきたいと思います。

上野スポーツ健康課長 もちろん必要なスポーツ施設として考えていますので、指定管理者の方に名乗りを上げてもらえるような努力はしていくわけですが、今後も施設のあり方とか、どのように運営していくかについては考えていかなければなら

いと思います。

中村委員 上野課長、僕はよくわかっています。この八代の射撃場、前島委員ももちろんご存じなのだけでも、非常に厳しい。競技人口も少ない。山梨県だけでは使う人が集まらない。だから、関東に呼びかけたり、組織へ呼びかけて、使っていただくことしかできないのです。そのため、夏場が非常に忙しいというのは当然なのです。学生たちが使う場合、夏休みしか使えないのですから。

今後、八代射撃場の管理運営は非常に難しいと思うけれども、今、県体育協会が中心になって射撃場を何とかしようと努力しているわけですから、いろいろな意見がある中で、基本的には管理運営していくのであれば、もう少し検討を加える必要があるのではないかと思います。そうでなかったら、先ほど言うように、最終的にはどうするのかという結論を出さなければならないことも十分考えていく必要があるのではないかと思います。以上です。

上野スポーツ健康課長 ありがとうございます。この八代射撃場を今後どうしていくかについてはしっかり検討させていただきたいと考えています。よろしくお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第143号 指定管理者の指定の件（山梨県立八ヶ岳スケートセンター）

質疑

（八ヶ岳スケートセンターの集客数について）

大柴委員 この施設も私の地元ですので伺いたいのですが、人口が大分減ってきたこともありまして、お客さんをふやすことに苦労していると思いますが、この5年間における集客がわかりましたから、お聞きしたい。

上野スポーツ健康課長 ここ最近5年間の利用者数ですが、平成20年度が1万4,477人、平成21年度が1万4,142人、22年度が1万2,803人、23年度が1万1,658人、24年度1万3,897人でございます。

大柴委員 23年から大分努力をしていただいて、約2,000人強ふえたということだと思います。峡北地域は、国体にもスケート選手を出しておりますので、引き続き努力をして客数をふやしていただきたいと思います。ただ、やはり県としての知事が指定管理者としての会長という関係がありますから、甘え等もあると思います。どのように県体育協会に指導し対応していただくのか考え方を教えてください。

上野スポーツ健康課長 利用者数の増加につきましては、八ヶ岳スケートセンターにとって最も重要な事項になっていきます。具体的な対応を体育協会とお話をさせていただ

いたところ、今年度はスケート連盟と連携することで、講師を派遣していただきスケート教室を何回か実施すると聞いております。また、近隣の市町村の小中学校をはじめ、さらには長野県まで行きスケート教室開催のお話をして取り組んでいただいているところです。今後も体育協会については我々も一緒になって利用者増に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

大柴委員 最後に、今、教育委員会や学校関係でスキー教室の方が多くなったと思います。教育委員会の指導で何とかスケート人口をふやすことを考えていただきたいと思います。御所見をお願いいたします。

上野スポーツ健康課長 小中学校のスキー教室は実際ふえてきています。学校の選択になりますので、スケートについてもさまざまな場面で提案させていただいたりするのですが、実は小学生ではスケートをやると、小瀬でやったほうが室内で天気にも影響されないし、管理もしやすいということで、小瀬には行ってくれるのですが、天気が心配だからということもあります。ただ、だからといって黙っているわけにはいきませんので、八ヶ岳スケートセンターでは専門の方に指導していただけますとか、こういうプログラムでスケート教室ができますという具体的な提案をしながら、利用いただける取り組みを進めていきたいと思っています。以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第144号 指定管理者の指定の件（山梨県立飯田野球場）

質疑

（飯田野球場の利用者からの声について）

塩澤委員 この施設は野球場ということで、利用者が施設管理者と話をしている際、何か気分を害したとか、対応がよくなかったという話も聞くわけですが。今まで管理していた間に、利用者の意見や要望などは、採点の中に何らかの反映されることはあるのでしょうか。

上野スポーツ健康課長 一応、今回の評価の中では、過去の運営状況は基本的には勘案しないこととしております。

塩澤委員 でも、今までと同じ人がやっていくわけですから、何らかの方法で指導等はするわけでしょうか。

上野スポーツ健康課長 まず実際管理運営している際に、地元や利用者から声が寄せられた場合、または現場でのトラブル等の報告があった場合は個々に指導させていただきます。

塩澤委員 その都度指導しているということですが、期間が5年間もありますので、サービス実態をもっと把握することも必要だと思います。利用者の声もしっかり反映できるようお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

上野スポーツ健康課長 利用者のサービス向上のために、年間モニタリング調査を毎年しています。直接、利用者の方々の声を管理に反映できる取り組みを指定管理者にはしっかりと求めていきたいと考えています。

小越委員 少し伺いたいのですが、応募したのは富士グリーンテック1者です。スポーツ関係施設であるのにも関わらず体育協会が手を挙げていないのですが、先ほど塩澤委員からもありましたけれども、かなりグラウンドの芝生の状態がよく、申し分ないという評価もあり、利用状況の満足調査もそんな悪くはないのです。体育協会が手を挙げないのは何か理由があるのでしょうか。利用率も高く、甲府の中心部にありますから、学童の野球練習や試合でかなり使っていて、利用率も高いです。体育協会も手を挙げればとれるかなと思うのですが、ここは挙げないで大変なところだけ体育協会が1者手を挙げていているという印象を持つのですがいかがでしょうか。

上野スポーツ健康課長 飯田野球場はグリーンテックが指定管理者なのですが、前々回の指定管理のときには3者が手を挙げていただき、その中でグリーンテックに決まり現在も指定管理をやっております。非常にレベルの高い管理をしており、体育協会の方と話した限りでは、あそこまでの芝の管理はできないと言っていました。やはり向き不向きがあるので、自分たちがしっかりやれるところをやるということのようです。以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第145号 指定管理者の指定の件(山梨県立美術館 山梨県立文学館 山梨県芸術の森)

質疑

(採点結果について)

山下委員 残念ながら応募者が1者で、27ページの採点結果の一つが2.3点ということです。先ほど秋山次長から2.5点が1つのボーダーラインまではいかないにしても、何とかぎりぎりの線じゃないかとあったのですが、2.3点というのは、あまりにも低いのではないかと思うのですが、いかがですか。

秋山次長・総務課長事務取扱 評価が低かった理由は、やはり提案価格が現行の委託料額を大幅に上回っているということです。その根拠についての説明がついていないため、こういう評価になったと思います。提案価格が現行よりも相当上回っており、低い評価がついたかと思えますけれども、資料26ページの2の選考理由のなお書きにもありますように、指定管理者の候補者になるSPS・桔梗屋グ

ループと協議を行った結果、価格についても適正と思われる価格になりましたので、その後補正されたと考えています。以上です。

山下委員

全体の話にもなるのですが、応募が1者しかないので、いわゆる競争がありません。しかも前の5年間からも引き続いています。先ほど塩澤委員からお話があったように、お客様や利用者からの声が必要5年間上がっているわけです。今度5年間を新たにやるということですから、やはり県としてはそういう声を反映させて、引き続きやるところには、やはりきちっと改善すべきことを指導すべきだと思いますが、その点について伺います。

秋山次長・総務課長事務取扱 指定管理期間中のモニタリング調査を行いまして、利用者の満足度調査などを行います。当然、施設に寄せられた苦情等につきましては、その都度報告をいただき、その度に指定管理者を指導しております。

やはり今回の更新もそうだったのですが、1者しかないと選考がしづらいということは選定委員の方々からも御意見がありました。そのために、直近のモニタリング調査の結果も委員会には実際資料を出しています。選定の基準に過去のものはないのですが、過去のものがないというのは、過去の実績を選定基準にしてしまうと、もし新規参入があった場合に比較のしようがありません。一応、選定委員会の中ではモニタリング調査の結果なども踏まえた上で今後の5年間の事業計画等について審査をいただいたところでございます。引き続きモニタリング調査を十分実施して、指定管理者を指導していきたいと思っております。以上でございます。

小越委員

S P S・桔梗屋グループの評価について幾つか聞きたいのですが、管理運営方針に、この5人の選考委員の中で、配点5点のうち評価点3.3点、中にはCという方が2人いらっしゃいます。付記事項に目的が明確でないという点がありますが、管理運営方針の中で、目的が明確でないという付記事項がついているのはどういう意味なのでしょう。

田中学術文化財課長 委員の御指摘ですが、先ほどから話が出ています、提案価格が非常に高く、それが何に充てられるかについての説明が、選定委員会の場ではなかったため、そういうコメントがつけられたのだと思います。以上です。

小越委員

聞きたかったことはそれとは違います。管理運営方針の審査のポイントの中で、教育委員会が示した方針との一致、管理運営にかかわることの形式など目的が明確でないという付記事項があります。このことは、県教育委員会が示している方針とS P S・桔梗屋グループの目的が一致しないという意味なのでしょう。この目的が明確でないということを付記事項で選考委員が書かれている意味がわからないのですが。

田中学術文化財課長 先ほどから申し上げていますように、提案者から現行サービス以上のサービスの向上を図るということで、増額提案になったわけなのですが、選考委員としては、その目的について明瞭でないため、このようなコメントがついているのだと思います。

小越委員

収支計画の中では、選考委員5人中4人がCで、1人Dをつけているわけですが、Dをつけて1.3点なのですが、評価点が2.3となっている中では、委託料が多過ぎて、外部委託の比率が高過ぎることです。なぜ増額するかの根

拠が明確でないとのことですが、外部委託の比率が高いとか委託料が多いというのはどういう意味ですか。

田中学術文化財課長 同じ答えの繰り返しになってしまうのですが、増額の提案をいただいたのに、その中身について明瞭でないということが1つ。もう1つは、委託料につきましては、確かにSPS・桔梗屋グループは例えば設備管理ができる団体ではございませんので、設備管理等については他団体に再委託しているわけです。ただ、再委託の率として見れば、ほかの施設と比べて格段に高いわけではないということで、後日開かれた選定委員会で選考委員の先生方に御説明して御了承を得ているところでございます。

小越委員 いただいた資料の中で、県立美術館、県立文学館、芸術の森公園が一緒になって管理しているからなのですが、県立美術館だけだと、平成24年度の計画値で、収入から支出を引いた収支差額が39万4,000円だったのが、実績値だと373万円と、収支差額の桁が1つふえています。それ以外の県立文学館も、計画値はゼロなのですが、実績値は142万円とプラスになっています。芸術の森公園は100万円のマイナスになっていますが、全体とすれば、この3つで収支はどうなっているのでしょうか。

田中学術文化財課長 平成24年度の中で、3施設全体で申し上げますと、収入が3億9,000万円余、それで、支出が3億8,500万円余ということで、全体の消費税支払い後の利益とすれば392万円となっております。指定管理者制度は指定管理者が利益を上げるのを妨げるものではありませんので、全体の収支を考えれば、24年度だけそれほど突出して収益が上がったということではないと考えてございます。

小越委員 委託の話ですけれども、芸術の森公園の評価結果のモニタリングに書いてありますが、落雷によって倒れてきた木の抜去をはじめ、シヨウブ園の株分けの突発的事項や、近隣住民からの要望による臨時剪定にも柔軟に対応したため費用は計画よりも増加したとあります。こういうことを入れますと、植栽なども含めて、今回のSPSから提案された価格が県の予想よりも高くなったという推測でよろしいのでしょうか。

田中学術文化財課長 おっしゃるとおり、今回の提案の中には、現行サービス以上の、例えばきめ細かな植栽管理等が含まれており、それが増額の要因等になっていたのですが、県とすれば、基本的には現行のサービスを維持する中で、価格について候補者と合意ができているところでございます。

小越委員 もう1つ、委託ですが、芸術の森公園について、外部委託比率が92%です。SPSがとったけれども、ほとんど下請に出していることになっています。また、文学館も39.2%です。それから、美術館は28%ですけれども、ほかの施設に比べて、低いとは思わないのです。ほかの施設は10%とかあるのですが、芸術の森公園に至っては92%外部委託なのです。SPSがとっているけれども、外に出しています。それでSPSが指定管理をやっていると言っているのでしょうか。外部委託先に指定管理をお願いしていることにならないのでしょうか。外部委託先を県はどのようにチェックしているのでしょうか。

田中学術文化財課長 個別の御回答しかできないのでございますけれども、基本的にSPS・

桔梗屋グループは顧客サービスの向上とか広報活動については実績があって、実際のところ、利用者満足度などにつきましても直営時代より相当高くなってございます。確かに芸術の森公園につきましても全面的に外部に委託しているのですが、3館全体でもって指定管理に出しているわけでございますので、3館全体で見れば再委託の率も高いものではないと考えてございます。

小越委員 県からSPS・桔梗屋へのモニタリングや実績報告はあるのですが、SPSが外部委託した先と県との関係はどうなのでしょう。外部委託されて、下請、孫請かもしれないけれども、そこを県がしっかりつかんでいないと、結局何をしているかわからなくなってしまわないでしょうか。

田中学術文化財課長 毎年、指定管理者とは、モニタリングで実際に県が想定している業務が遂行されているかどうかを確認しております。芸術の森公園につきましても外部委託されているわけなのですが、その内容については県が想定している業務が遂行されていると考えておりますので、特に再委託先とコンタクトをとることはないのですが、委託先とのモニタリングの中で業務の確実性についてきちんと把握していると考えてございます。

小越委員 指定管理といっても、結局、下請まで出しているというのは、指定管理としてSPSと県が契約を結んでいると言っているのか疑問に思います。

それともう一つ、先ほど提案されたものより、県が考えているサービスでいいということで実際は提案を切っているわけです。そうしますと、低廉で、かつ、サービスを充実することに指定管理者の意義があると思うのですが、せっかくいい提案をしても、県が結局、安いものにしてくれと提案を切っていくと、やはり安いところへという流れに指定管理者が行ってしまうのではないのでしょうか。せっかく業者がこういうことをしたいからこれだけかかりますよといっても、いや、そんなにやらなくていいと、この金額の中でやってくれというと、指定管理制度の質がどんどん下がって行くのではないかと思います。御意見を聞きたいと思います。

秋山次長・総務課長事務取扱 一般論になってしまいますが、指定管理の目的はやはり良質なサービスを提供するということと、あわせて、効率的な管理を民間の事業者のノウハウ、経験等を活用しながらやっていくということとあります。基本的には特別の事情がない限り、現行の指定管理料を大幅に上回ることはまず考えられないのではないかと思います。したがって、県が考える施設のサービス水準がありますので、それを満たしていただいた上で、効率的な管理により価格を抑えていただくということで協議をしたところでございます。以上です。

望月（利）委員 桔梗屋はお菓子をつくっている会社ということはわかるのですが、SPS山梨と桔梗屋グループとは、どういう会社なのかをお聞かせいただけますでしょうか。

田中学術文化財課長 SPS山梨でございますけれども、サントリーパブリシティサービスの子会社でございます。このサントリーパブリシティサービスにつきましても、山梨県立美術館のほかにも、例えば島根県立美術館とか、山口県立美術館など公の施設を指定管理者として管理している団体でございます。業務内容は、ホールとか博物館の運営管理及びコンサルタント業務を主たる業務としております。桔梗屋につきましても、業務内容は、和菓子の製造・販売、和食・洋食レス

トランということですが、山梨県立フラワーセンター等の指定管理も行っている団体でございます。

望月（利）委員 先ほど小越委員の答弁の中で、施設管理ができる団体ではないという答弁がありましたが、今の話だとSPSも指定管理者としての実績があって、桔梗屋もフラワーセンターの指定管理をやっているということですが、その辺のことを詳しく教えていただきたいのですが。

田中学術文化財課長 桔梗屋は、次回からの指定管理期間で、それもレストランの運営を主たる業務としてやっていただきます。SPSにつきましては、指定管理業務の中で、例えば受付や施設管理もするわけですが、先ほど申し上げたとおり、植栽管理などはSPSそのものができるものではありませんので、その部分については再委託に出して業務に当たっております。

望月（利）委員 再委託に出すことについての基準なのですが、再委託はどの辺までいいのでしょうか。土木工事であれば、下請についての規制等がありますが、指定管理の場合、再委託についてフリーでやっていいのかお聞かせいただけますか。

秋山次長・総務課長事務取扱 募集要項で再委託の関係につきましても示しております。基本的には再委託は禁止ということでありまして、当然やむを得ない事情がある場合に、さらに再委託に出したほうが効果的効率的にできる場合には、協議の上、再委託に出してよいとなっております。

白壁委員長 そう言い切っていますか？

秋山次長・総務課長事務取扱 すみません、あらかじめ教育委員会に申請をいたしまして、承認を受けることで、再委託が可能となっております。以上です。

望月（利）委員 今回の委託ですが、業者提案の金額が高くて、協議である程度のところに落ちついたということですが、協議の内容とはどういうものだったのでしょうか。

田中学術文化財課長 現行以上のサービスを行うということでその部分を増額していたのですが、県とすれば基本的には現行のサービスを維持していただければよいということで、協議をした上で今の委託金額に候補者と合意したところでございます。

望月（利）委員 先ほどからほかの委員からも出ているように、応募が1者しかないため、今回の協議のように、金額についても県の希望どおりのものにならないケースも出てくると思います。そこで、公募の基準や公募の公開度合い、もしくは公募が1者しかなかったら、さらにもう1回範囲を広げて公募するなど努力する可能性についてはありますでしょうか。

秋山次長・総務課長事務取扱 募集に際しましては、単にホームページに掲載するだけではなくて、広報誌「ふれあい」等を使って宣伝はしております。新規参入がしやすいように、募集要項とともに、今までの施設の現状、利用状況、あるいはこの5年間にこのくらい修繕料がかかったなどの資料もあわせて提示をして、事業者が計画を立てやすいようしています。あわせて、募集期間も今回2カ月とり、応募がある努力はしたところでございます。

望月（利）委員 県民の大切なお金を運用していくわけでありますから、全てにおいて透明性や公開ということも踏まえて、しっかり説明できるように県民に示していただければと思います。最後、一言お話をいただいて終わります。

秋山次長・総務課長事務取扱 今回の更新で指定期間が平成26年度から30年度までの5年間になります。この間、モニタリング調査もしっかりして、改善等の指導があれば指定管理者にしていくことと、次回更新時につまましては、公平・適正な設定ができるような検討をしてきたいと考えています。以上でございます。

塩澤委員 今までいろいろ話を聞いた中で、応募が1者しかないとか、選考委員がどのように決めているのかわからないということが見えてきたと思います。指定管理者には、140何億円もの金額を債務負担行為していかなければならないこともあるので、私たちとしても、もっと指定管理に関して研究することも必要かと思えます。

今回出ている案件は指定管理全部ではなく、更新の35件と新規の2件ですので、またこういう機会が出てくるわけですから、もっと研究したり、調査したりする機会をふやしてもらいたいと思います。最後、委員長にそのようなお願いをさせていただき終わりたいと思います。

白壁委員長 委員長にということではありますが、他の委員会とも調整をしながら、その点についても検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第106号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条継続費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第25-14号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて

意見

小越委員 採択をするべきだと思います。請願事項、請願趣旨とも県民の要求に合致し

ていますので、請願を採択するべきだと思います。

中村委員 教育予算の増額と、教育費の無償化、子供の教育条件の改善を求めるということですが、県として今現在、少人数学級の導入、県立高等学校の整備基本構想、それから、やまなし特別支援教育推進プランについて、それぞれ取り組みをしております。教育環境の整備・充実に順次努めている中で、現時点においては厳しい財政状況等もあり、請願事項の全ての実現は困難であります。したがって、私は不採択とすべきだと思います。以上です。

討論 なし

採決 採決の結果不採択すべきものと決定した。

請願第23 - 1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

意見

小越委員 県立桂高校中高一貫に改編する請願について、私は不採択するべきだと思います。桂高校と谷村高校とは既に都留興譲館高校として総合制高校への整備が進められております。中高一貫については身延高に新設するという方向も聞いております。そもそも一部の優秀な人材だけを確保して、それで教育の機会均等になるかということが疑問であります。地域の連携をするというのであれば、そもそも総合選抜制に戻すことが一番で、県立で中高一貫校をつくる必要はないと思います。私はこの請願を不採択にするべきだと思います。

白壁委員長 ただいまの意見を討論と認めて、そのほかありますか。

前島委員 この問題については、23年に私どもも請願の紹介者になった経緯がございます。このころは、両校の統廃合について地元が大変悩める時代でございまして、県に対していろいろな請願、陳情等を重ねる時期でございました。私どもも、それぞれの会派の立場から紹介議員になったわけですが、桂高校と谷村高校につきましては御承知のような方向で新たなスタートを切っていますので、これは採決とか否決とかではなくて、休会中に請願者にお話をして取り下げていただくことも大事ではないかと思っています。そのようなことをひとつ取り計らっていただけたらと思います。

白壁委員長 継続ということによろしいですか。

前島委員 はい、継続にして、その後、取り下げていただくようお願いします。

討論 なし

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

請願第25 - 12号「高校無償化」への所得制限導入に反対し、「教育費無償化」の前進を求める意見書採択について

意見

小越委員 採択するべきだと思います。

中村委員 継続をお願いします。

討論

小越委員 この請願は採択するべきだと思います。国が授業料無償化をすることは世界の流れです。高等教育無償化は世界で当然です。民主党政権の中で高校の授業料無償化が実現いたしました。県民の願いは無償化であります。そして、給付制度奨学金をつくること、貸与せずに給付制の奨学金をつくるのが全国からも言われております。ぜひこの請願を採択すべきだと思います。

中村委員 これはやはりこれからの文科省の動向を注視していく必要があると思いますので、私は継続すべきだと思っております。

採決 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(公立高校の定員について)

大柴委員 去る11月7日に、公立高校の定員が最小の6,330人という新聞記事が一斉に掲載をされました。記録が残っている昭和37年以降最も少なく、また前年に比べて310人くらいの減少幅は、平成19年以降2番目に大きいとのことであります。私が住んでいる峡北地域は、北杜高校で15人、葦崎高校では約40名の人員削減になっていまして、私の高校時代から比べると大分人員が減ったと感じています。そこで、大幅な定員減となった来春の公立高校定員の策定に当たりまして、教育委員会として重視した点はどのようなところかまずお聞きします。

大塚新しい学校づくり推進室長 定員につきましては、中学校卒業生数の動向、進路希望調査、また、普通科・専門学科・総合学科のバランス等を考えて総合的に判断する中で策定させていただきました。特に26年度の対象となる卒業見込み者数ですが、420余名と大幅な減になる中で、学校の活力も維持しなければならないため、適正規模も踏まえながら定員を決めたことが苦心したところでございます。以上でございます。

大柴委員 適正規模という話もありますけれども、北杜高校や葦崎高校の定員削減は我々として非常に残念なわけですが、進路希望や入試倍率の高い甲府市内でも今回定員の削減の対象となっておりますが、どういう考えで行っているか伺います。

大塚新しい学校づくり推進室長 甲府地域につきましては、前年度に比べて卒業生が140人ほどの減少になり、同地域には高校が多数あるため、一定程度の定員削減はやむを得ないということで、115名の定員削減をさせていただきました。中学

卒業生数が減る中での定員削減でございますので、競争倍率が極端に激しくなることはないと考えております。

大柴委員 今、中学生が減るという話ですけれども、中学校にいる人たちが高校に上がるわけですから、少子化に伴って、どのくらい減少するかはわかると思います。減少傾向を踏まえまして、これからどのような定員管理を進めていくのか教育委員会としての考えを伺います。

大塚新しい学校づくり推進室長 来年の3月は、御案内のとおり8,312人の卒業生を見込んでおります。そして、整備基本構想が終わる32年3月には7,389人で約900人余の減少を見込んでおります。公立高校の定員につきましては、現在と同じ算定方法でいった場合、900人余の減少というのは、定員ベースでいうと約700人、学級数ですと18学級、今後減少していかなければならないと考えています。

今後の進め方ですが、中長期的に高校の適正規模や配置などを踏まえる中で、再編整備についても計画的に検討する中で定員についても対応していきたいと考えております。

大柴委員 900人の減少ということですが、年度によっては中学校の卒業人数のばらつきもあるわけです。また、高校の立地条件とか地域性、また学科を含めた学校の特性等を踏まえるとともに、学校教育の機能を確保するために、長期的・多角的な視点からも考える必要があります。定員問題については地域性がありますから、ほんとうに慎重に考えてもらわなければならないと思いますが、所見を聞かせてもらいたいと思います。

大塚新しい学校づくり推進室長 御指摘のとおり、大変厳しい状況であります。慎重に検討してまいりたいと考えております。

(高校授業料の無償化について)

小越委員 高校授業料の無償化のことで確認をさせてください。国が来年度から所得制限を一部導入する方針を決めたと聞いております。それについて、山梨県教育委員会としてどのような取り組みをされているのか。910万円という数字を聞いていますが、910万円の証明書の範囲はどこまでとるのが、いつまでやるのかなどの要綱がありましたら示してください。

赤池高校教育課長 去る11月27日に国におきまして、授業料等の支給に関する法律が改正され、高校の授業料無償化が廃止されたところであります。高校教育課におきましては、これに基づいて、今後、所得が910万円以下の者に関しては支援し、910万円以上の者については授業料を徴収する事務処理を進めていきたいと思っております。なお、具体的な方法につきましては、今後スムーズにいくようにただいま検討しているところであります。

小越委員 来年4月の入学生から適用になりますと、保護者や、子供たちも心配になってきます。910万円という所得証明書を提出する範囲は、親権者ということですので、普通は親、保護者、父、母だと思っております。DVなどで証明書がとれなかった場合をはじめ、いろいろなケースが考えられると思っておりますが、どのような対応をする方針をお持ちなのでしょう。

赤池高校教育課長 証明書をとりやすくないことは、以前授業料を徴収していたときもございました。我々もいろいろ対策を立てておるわけですが、現在、私学で就学支援金事業を実施していきまして、その事務処理要領には幾つかの場合における方法が示されております。そういうものを参考にしながら、実際には申請が上がってこないと支援はできませんので、対象者には申請書が上がってくる方法を考えたいと思っています。

小越委員 申請書が上がってこないと対象にならないとすると、例えば申し込みをしたくても、いろいろな理由から親が課税証明書を取りに行けないこともあります。DVもそうですが、子供たちに非はないわけです。申し込みをしなかったら全て対象外になる、所得が低くても申込書がなかったらお金を払ってもらうことになりまして、子供の不利益になります。子供が不利益にならないようどうか御配慮をお願いしたいと思います。

また、滞納した場合は、退学などの処分を課すことになりまして、お金がたぐさんあって払わなかったのではなくて、お金がないけれども申請できなかった場合、子供たちに非はありませんので、機械的に退学処分などしないようにしていただきたいのですが、そういうお子さんたちにどのような御配慮を考えているのかをまず聞きたいです。

赤池高校教育課長 先ほどは例としてお示した私学の就学支援金事務処理要領の中に、証明書類が提出できない場合について、当該事情を明らかにした上で判断するという条項がございます。そういうものを参考にしながら、県教委として、この子の場合はやむを得ないという判断ができるとしていますが、詳しいことについてはこれから考えていくところであります。

それから、確かに学則の中には、授業料を未納の者については、退学とは書いてありませんが、出席停止にすることができると書いてあります。それについても、学校の教育ですので、できるだけ配慮をしていきたいと考えています。

(教員の再任用について)

小越委員 ぜひ御配慮いただきたいと思っています。子供たちに非はありませんし、そもそも無償化を継続するべきだと思いますので、ぜひ子供たちの立場に立った配慮をお願いしたいと思います。

次に、教員の再任用についてお伺いします。定年から年金をもらうまでの期間に空白があり、無年金の方が出ております。先生方が定年でおやめになった後、再任用されている方もいるかと思いますが、年金支給年齢が引き上げられていきますと、無年金で先生方がやめざるを得ないことになってきます。今は再任用で枠があるかもしれませんが、今後無年金の先生方がふえていく中で、再任用を希望しても再任用されないケースが出てくるのではないかと思います。どのように考えていますか。

赤池高校教育課長 今の問題は我々としても非常に大きな問題として考えております。25年度の退職者から1年間の無年金期間が発生します。その退職者の方につきましては今、希望をとっているところですが、無年金期間に再任用ができるよう検討しております。できるだけそのような配慮をしておりますが、これがあと七、八年後になりますと、無年金が長くなりますので、その場合には抜本的な対策を講じなければいけないと考えています。

渡井義務教育課長 義務教育課も同じ立場で検討しております。

小越委員 公務員には適用されないかもしれませんが、国では希望すれば65歳まで仕事ができるようしたはずですが、ただ、課長もおっしゃったように、これから無年金の方が七、八年後すごくふえてくると、再任用もされない、無年金のままという方が大量に出てくる可能性が出てきます。若い先生を雇用することもしなければいけませんし、教員の定数をふやしていく方向を考えないと、この問題は解決していかないのではないのでしょうか。

赤池高校教育課長 教員の定数につきましては、委員も御承知だと思いますが、定数法で定められております。我々としては、定数法が改正されれば一番ありがたいわけですが、先ほども言いましたように、七、八年後、大量の再任用希望者が出た場合には、現在は再任用につきましてはフルタイムで考えておりますが、短時間勤務等も併用しながら、できるだけ希望に応える方法が必要だと思います。

渡井義務教育課長 義務教育課でもほぼ同じ考えなのですが、委員が御指摘のように新採用者も採っていかねばならない中で、再任用につきましても、今、高校教育課長が言ったような短時間勤務も考慮に入れながら、雇用できないことがないよう対応していきたいと考えております。

(教育振興プランについて)

小越委員 定数が決まっているのはわかるのですが、少人数教育や子供たちの勉学のためにも、県費として再任用の枠をとっていただきたいと思います。現場の学校では先生を欲しいという声はたくさん聞いておりますので、定数外を採ることも含めてこの問題も対応してもらいたいと思います。

もう1点、最後に、教育振興プランについてお聞きしたいのですが、先日答申が出されたので、これから考えていくのだと思いますが、今後の子供たちをどうするかについて2点お伺いします。私、ここはぜひやっていただきたいと思うのですが、今後取り組むべき施策の方向について、世界に通じ、社会で生き延びる力の育成ということで、海外留学のことが載っています。海外留学などさまざまな国際交流の機会を充実させ、子供たちに国際的な視野を持たせる必要はあり、留意すべき取り組みの中でも、わざわざ海外留学等の充実と書いてあります。これにはお金もかかりますし、教育課程の問題もありますが、小学校、中学校、高校を含めて、どのようにお考えなのか。これは答申ですけれども、今後これからの教育プランをつくる上で、どうお考えなのかお聞かせください。

秋山次長・総務課長事務取扱 現在、新やまなしの教育振興プラン策定委員会から答申をいただきまして、素案につきまして検討しているところでございます。その中で幾つか基本的な方針があるのですが、1つは、世界に通じ、社会を生き抜く力を育成するという項目がございます。その中に、委員御指摘のとおり、グローバルな人材の育成という中で海外留学の機会の充実ということも答申の中に触れられております。現在素案を検討中でありましてけれども、具体的な施策の内容として海外留学等の充実についてどのような記載がよいか今検討しているところでございます。以上でございます。

小越委員 これにはお金を伴いますが、自己負担できる家庭、できない家庭に差があるとは思いません。どの子供たちも希望する海外留学やホームステイな

どでぜひ子供のときからグローバルな視点を学びながら語学のことも含めて、ぜひ財源もとっていただき、何十万も自己負担で行くことがないようにお願いしたいと思います。

もう1点ですが、子供たちが安心して学ぶことができる教育環境づくり実現ということで、最初に「少人数学級の推進をはじめ、習熟度別指導、補習等の学習支援を講じ、学力向上やいじめ問題に対応し」とあります。習熟度別指導と、次の補習等の学習支援は初めて見た言葉なのですが、具体的にどのようにやるのでしょうか。私いつも言っているのですけれど、所得の面で家庭的に大変なお子さんの学力が低いという相関関係はもう世間の常識になっている中で、補習をするというのはどこで誰がするのか、ボランティアにお願いするのか、学校の中でやるのかも含めて、ぜひ御答弁いただきたいです。

秋山次長・総務課長事務取扱 答申からいただいておりますのは、まず少人数学級の推進はもちろんですけれども、そのほかにも、習熟度別の指導やさまざまな個別の教育課題に対応する教員の指導体制の充実を図るということであります。その内容につきましては、総合的に素案の中でどういう体制が望ましいかを今、検討してございます。以上でございます。

白壁委員長 答弁漏れです。補習のことも聞いております。

秋山次長・総務課長事務取扱 補習につきましては、補習等の学習支援策という答申をいただいておりますので、その内容について実際プランの中にどう組み込むかについて今検討をしております。以上です。

小越委員 まず、学校の勉強が授業でしっかりわかるようにしてもらいたいと思います。学校の授業が充実し、先生が指導していただいて、わかるというのが一番だと思いますが、家庭教育と授業だけでは今足りなくて、学校に行けず、学校での生活環境も不安定な中で、学習が到達してっていないお子さんがいるのも確かです。そこにどう手立てをしていくのかということを考えていただかないと全体の学力が上がっていかないと思います。

この前の委員会するときにもお話をしましたけれども、家庭的にいろいろな困難を抱えているお子さんはかなりふえております。そこにどう手立てをするかを真剣に考えていただいて、この補習はお金をとるのかとらないかを含めて、全体の学力をアップさせるために、この補習の学習支援策も具体的にどうするのかぜひ早目に出していただきたいと要望しておきます。

秋山次長・総務課長事務取扱 答申でいただいた補習の意味については、具体的な施策としてどういうことが講じられるかを検討して、素案としてまた作成していきたいと考えています。以上でございます。

(全国学力・学習状況調査の今後のあり方について)

前島委員 全国一斉学力テストの今後のあり方、発表のあり方について質問させていただきたいと思います。国際社会の中で、日本の教育のレベルがデータとして示されました。そして、夏季の全国一斉テストでは、山梨県としての総括的なレベルについては公表されているわけですが、もっと公開される時期に来ているのではないかと感じております。そういう点で、全国テストを公開することのプラス面マイナス面について県教育委員会はどうのように捉えているかを改めて伺いたいと思います。

渡井義務教育課長 ただいまの御質問につきましては、来年度の全国学力・学習状況調査の要領が先日11月29日に文科省のから通達ございました。その中で、来年度以降は、今年度までのやり方と少し変えまして、市町村教育委員会におきましては、それぞれの判断で、各学校とよく相談する中で、学校ごとに成績公表ができるということになりました。市町村教育委員会におきましても、市町村の同意があれば同様のことができるということです。ただ、ただし書きがございまして、単に平均正答率等の数値のみの公表は行わないで、分析結果をあわせて公表する、また、その改善方策についてもあわせて公表すると、そういう条件つきで可能ということになっております。

県としましては、やはりこの調査の趣旨に沿って、個々の子供たちの学力が向上するよう調査を行いたいという基本的な考えがございまして、公表につきましては、一方では、説明責任という意味で、でき得る限り公表できる部分は公表することがよいのではないかと考えておりますが、このマイナス面としては、いたずらに競争をあおったり、ただ単に点数がひとり歩きして優劣を競うことが懸念材料となっておりますので、そのようなことを十分加味しながら、これが適正に実施されていくことを考えております。以上です。

前島委員 改めてテストの意味についてどう捉えているかもう少し伺いたいと思いません。

渡井義務教育課長 本調査の目的につきましては、以前からずっと一貫しておりまして、まず義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な学習状況を把握して分析し、その成果と課題を検証してその改善を図るとというのが1つあります。同時に、学校における児童生徒の学習指導の充実や学習状況の改善に役立てて、そのための検証・改善サイクルを確立していくこと、このような目的のもとに本調査は行われております。

前島委員 先日私は子供たちと学力テストについて話す機会がありました。すると先生が全然教えてくれないし、結果はわからないのでつまらないとのことでした。子供たちはテストに関心を持っていると同時に、自分のテスト成績がどの位なのかということも、小学校6年生や中学3年生ともなると、自分の学力の位置についてすごい関心とこだわりを持っていると思えました。そのことが、学校の先生でとまっていて、父兄もわからない、生徒もわからない、受検をした生徒自身がわからないとテストでは、果たして教育効果がほんとうに上がっていくかどうかという心配をしております。

この全国一斉テストの公開がなぜ弊害につながるのかを長い間見ておりましたが、私どもの考え方では、できるかぎり公開をすべきだと思います。そして、子供たち、学校、地域、特に義務教育課程においては、学校教育の使命、地域が支える教育の使命、家庭が支える家庭教育の使命が一体になって初めて、教育の相乗効果を上げていくものだと思います。

ところが学校の先生で全てがとまってしまっているという、この公表システムというあり方については、やっぱり大変矛盾と問題を感じています。私は、文部科学省から公開に向けての前向きな指導要綱が伝達されたことを含めて、山梨県教育委員会として、主体的な価値観の判断をして、テスト公開に向けて前進すべきだと思いますが、所見を伺いたいと思います。

渡井義務教育課長 全国学力・学習状況調査につきましては、基本的には個人の得点につま

しては全て出ますので、各学校で全て子供たちに渡っているはずですが、当然、受検しているのが小学校6年生と中学校3年生ですから、それ以外の子供たちはこれにかかわっておりませんが、該当している子供たちには個人の得点は行っていると思います。

学校全体の状況につきましても、山梨県では、6割以上の学校で何らかの形で保護者等にも公表していますので、今後さらに説明責任が果たせるようにしていければと考えております。

前島委員

ぜひこの問題については、県教育委員会が山梨教育の先導的な教育行政のあり方として真正面から取り組んでもらいたいと思います。そして、少なくとも我が学校のレベルが、どの辺にあるかがわからなくて教育効果を上げていくのは大変難しいと思います。やっぱりお互いに課題を感じて切磋琢磨し合っていくことによって教育のレベルが学力の向上に、問題に挑戦していく機運がつけられていくのではないかと思います。できるだけテスト公開に向かって山梨県としては努力をすべきだと思っておりますが、教育長に、総括的に捉える判断と所見について御意見を聞きたいと思っております。

瀧田教育長

さまざまな御指摘、御意見ありがとうございました。私どもも、明らかにすべきものは明らかにすることは、各委員の思いと同じであります、明るく伸び伸びと、学ぶことが楽しいという中で子供たちがほんとうの学力を身につけていってほしいと思っています。今回の発表は、いたずらに点数主義をあおるのではなく、課題を明らかにし、その方策を明らかにして、地域住民にきちんと説明することというスタンスで要綱が設定されたと考えておりますので、そういう意味では私どもは全く同じ立場に立っております。ぜひ子供たちのために学習環境を整えるといった意味から、これからも努力してまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございました。

前島委員

もう1点だけ伺います。午前中の反復になりますが、指定管理者について、先ほどそれぞれ採決をさせていただきました。その中で浮き彫りになっている課題が私は3つあると思います。1つは、指定管理者の受注者が固定化していかないかということです。次に、指定管理者の公募に当たり競争原理が動いていないという点です。最後に、指定管理者は10年をサイクルに捉え、限度をつくるべきです。

そのような点から、指定管理者制度の原点に帰り、それにふさわしい指定管理者指定の手続を、同じ公募でも、2カ月でなくて、もっと前から大勢の人たちに競争に入ってもらおう仕組みをつくることなどを強く御指摘をさせていただきたいと思っておりますので、改めて次長に伺います。

秋山次長・総務課長事務取扱

ただいま3点ほど御指摘いただきました。やはり指定管理者の趣旨は、民間の事業者のノウハウ等を活用してよりよいサービスの向上ということと、あわせて公的な施設の管理ということにございますので、今後また選定等に当たっては、新規参入がしやすいような仕組みづくりが必要だと思っております。その点につきましては全庁的な課題でもありますので、全庁的な検討の中で、また教育委員会も多くの施設を抱えておりますので、あわせて検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

小越委員

先ほどの学力テストの話ですが、学校の判断で保護者には説明していると私は認識しています。今度は、市町村教育委員会の判断で、公開していいという

話ですが、正答率等の差はつけない、順位づけをして発表することはないという理解でいいのでしょうか。甲府市の小学校を上から並べて、この学校は何番とか、うちの学校はこの範囲だという順位づけはしないということでもいいのですよね。そこだけ1点確認させてください。

渡井義務教育課長 順位づけのような発表はしないということになっています。

白壁委員長 各委員に申し上げます。公私比率の件について委員として質問したいので、副委員長と交替させていただきます。よろしくお願いいたします。

塩澤副委員長 委員長が発言するため、副委員長の私が委員長の職務を務めさせていただきます。

白壁委員 先日、公私比率の関係の報道がありましたが、子供たちの定数の問題について、入り口のところをお聞かせいただきたいと思います。まず、公私協とはどういう裏づけのもとに設置された会議なのか、お聞かせください。

大塚新しい学校づくり推進室長 公私協につきましては、昭和50年だったかと思いますが、当時、児童生徒がふえる中で学校をふやしていかなければならない状況の中で、国から公私協をつくり相談しながら学校をふやすという通知をいただいています。ただ、50年当時には公私協は設置されませんでした。57年に、今度はひのえうまの年で、その年に子供が極端に減るという中で、再度国から公私協を設置して相談して定員を協議しなさいという趣旨の通知が出されています。そういう中で、55年に公私協を設置したのですが、当時は、昭和40年代から公私比率はほぼ85対15というのが定着しております。55年に設置したときにも85対15を踏襲するというのを公私協は言っています。その後、平成3年から85対15を見直す話し合いをした経緯がございます。以上です。

白壁委員 公私協はどういうものなのかの話であって、そのときの比率まで私は、聞いておりません。公私協は55年から公私の比率を決めてきたということですが、その公私協にはどういう方々が参加される会議なのでしょうか。

大塚新しい学校づくり推進室長 私立学校の代表の方と県教育委員会の代表で話し合いをしております。

白壁委員 県教育委員会では、誰が出られるのでしょうか。

大塚新しい学校づくり推進室長 教育委員会からは教育長、あとは、高校教育課長です。それから今年度の委員には甲府一高の校長、甲府西高の校長、韮崎高校の校長、私立学校では三人の校長先生というメンバーになっています。

白壁委員 今、公立はどんな方かと聞いただけで、私学は聞いていません。まず基本的には、公立の代表として教育長が出て、私学側は私学の校長先生が出られるということですね。その中には、総務部長や県の担当はいないということで確認ですが、よろしいですね。

大塚新しい学校づくり推進室長 委員には総務部長も入っております。

白壁委員 ということは、公立側が教育長、私学側が県は総務部長、そのほかに各学校の代表する先生方が来られて、そこで協議をするとのことですが、その前にもう1つ事前の協議団体はないのでしょうか。

大塚新しい学校づくり推進室長 委員会の前に幹事会というものがございます。メンバーはお答えしたらよろしいでしょうか。

白壁委員 それは聞いていません。ということは、公私協があつて、そこで決める前に、幹事会で問題点をたたくということですね。それを公私協に上げて、決定を見ると。公私協の25年度の課題にはどのようなことがあったのでしょうか。

大塚新しい学校づくり推進室長 今年度一番課題になりましたのは、従前、高等学校の進学率をベースに公私比率を決めていたのですが、今回、高等学校への進学希望者をベースに公私比率を決めましょうという提案をさせていただいたことです。

白壁委員 要は、公私比率を決定するための会議なのですね。55年から85対15からスタートして、決めていきたいと思います。そのためには、いわゆる算定方式もそこで協議したわけなのですね。その中で、本来であれば協議をして、公立と私学が合意をしたものが最終的に決定事項になるわけです。これは年に何回ぐらい開かれ、どんなタイミングで開かれるのでしょうか。

大塚新しい学校づくり推進室長 年によって回数は決まっておりませんが、今年度は1回でございました。

白壁委員 1回の協議で重要な課題が協議できて決定したということですか。

大塚新しい学校づくり推進室長 それに先立ちまして幹事会を開催しまして、その後、委員会を開いたということでございます。

白壁委員 ということは、今回新聞報道等に出た公私比率の関係、子供の数の関係、指定定数の関係も含めまして、そこで協議した結果、了承を得て、それが新聞報道に載ったということによろしいわけですか。

大塚新しい学校づくり推進室長 協議会は決定機関ではございません。協議はさせていただきましたけれども、協議会で今回は合意しなかったため、県の教育委員会で定数を定めさせていただいたということでございます。

白壁委員 僕は新聞を信じないのだけど、11月7日付けの山梨日日新聞でこう書いてあるのです。公私協で算定方式を変更して総定員は6,330人で、今年の春より310人減らしたと、この定数で決定したと書いてあるのですが、これはうそということですか。

大塚新しい学校づくり推進室長 公私協では私学側の同意は得られませんでした。

白壁委員 重要なところですよ。公私協の中で私学側の同意が得られなかったのに、新聞では、「決定した」とは、何ともおもしろいことなのですが、結果は、いつもごろ私学側との調整をどの場でどんなタイミングでやる予定ですか。

大塚新しい学校づくり推進室長 私学の御理解を得るように今後も引き続き対応はしたいと思
いますけれども、まだ具体的な日程は決まっています。また、定数を定める
前に、私学側の都合があって、そのときにはできませんでした。以上です。

白壁委員 多分、基本的にはその会議で両者がウィンウィンというか、こういう方向
でいいのではないかと協議して決定するのが本来の姿だと思います。これで物別
れに終わって、どこの場でやるのだといったときには次の公式な場がないので
す。これは昔の文部省からの通達によって設置された機関ですが、本来ここが
調整機関なのです。ここで決定しなければならないものが決定を見ていないと
いうことは、まだ現状としては決まっていらないのです。

今、会計管理者である小林さんが教育委員会の次長だったころ、そのときの
公私協の冒頭で、長期的な計画を立てて、2020年に向けて徐々にではある
が0.5%ずつぐらい、少し下げながら行きましょうというのわかります。
要は、いきなり私学側の2:8の原則の中に当てはめるわけにいかないの
で、調整を段階的にやっていこうということだったと思います。これは協議
会で、しかも教育委員会側の冒頭の挨拶で決めて、意見が出たわけです。本来
であればそこに向かって行かなければならないわけですが、その長期計画は立
てられているのでしょうか。

大塚新しい学校づくり推進室長 当時の小林次長の状況ですが、冒頭の挨拶でそのように話を
されたことは伺っています。ただ、最終的に80対20に固定していきたいと
いうお話をしたのですが、私学側は了解できないとのことで話が終わって
いると聞いています。

長期的な計画をつくりましょうと私学側には何度か提案もさせていただ
いている中で、今年度も来年の公私比率を81にして、それを踏まえて平成32
年までに80対20にするという提案もあわせてさせていただいたのですが、
私学側の合意は得られなかったという状況でございます。

白壁委員 2020年までに私学側が当初から求めている80対20を私学側は認め
ないと、拒否したということですか。確認です。

大塚新しい学校づくり推進室長 合意が得られなかったということでございます。

白壁委員 今回発表された、今の人数6,330人というのは、昭和55年以降使っ
ている公式算定根拠に当てはめると今回の81になるわけですね。

大塚新しい学校づくり推進室長 従前と同じ数字になるように、今回算定方法は変えましたけ
れども、同じ定数になるように設定させていただきました。

白壁委員 今重要なことを言われたのですが、公式は変えたということですか。公式は
変えた、イコールの後ろは前の公式と同じものにしていくけれども、次、今
度は中の代入するXが変更されると、前回の55年の公式のイコールの後ろと
同じにならないですね。確認です。

大塚新しい学校づくり推進室長 当然、今後同じにならないという可能性はあると思
っています。

白壁委員 当時文部省の関係で通達によって設置された公私協で、比率を確定し、定数が出てきます。そのときに、その計算根拠となる公式も示されているわけです。その示されている公式は変わらずに、その後に代入するものがあって、今度、イコールも変化する。本来の姿だということになるのですが、この公式も公私協で決めているわけです。今回の変更も公私協で了承を得たのでしょうか。

大塚新しい学校づくり推進室長 先ほども少しお話ししたのですが、当時の公私の実際の進学率を最初は85対15を踏襲しましょうと始まっているので、公私比率をどうしましょうということではなくて、人数だけの話が進んでいったと考えております。

白壁委員 25年の課題として、間違いなく協議事項の中に公式の変更についての協議があったのです。本来からいうと、ここで認めてもらっていないものがひとり歩きして、代入した後ろの数だけが6,330人で固定され、数合わせの公式をつくったところに問題があります。そのことを私立側は納得していますか。

大塚新しい学校づくり推進室長 私立側の理解は現時点ではまだいただいておりません。

白壁委員 それなのに、新聞は、最近明野もそうですが、決定していないものをリークして、変なことをいっぱい書いてくれるから大騒ぎになるのだけど、これは決定じゃないのですか。6,330人も、310人減も、今から変更可能なのですか。これは決定ですか。

大塚新しい学校づくり推進室長 310人減、6,330人は決定でございます。

白壁委員 決定ということは、公式を変えるのか、後ろが同じだからもとの公式でいいのですか。どちらですか。

大塚新しい学校づくり推進室長 新しい公式で算定して6,330人ということで定数を教育委員会で決めさせていただきました。

白壁委員 だから、言っているではないですか。それはまだ私学側が認めていない、同意してないでしょう。決定なのですか。お聞きします。

大塚新しい学校づくり推進室長 私学側は同意しておりませんが、定数についての考え方は教育委員会で決定させていただいております。

白壁委員 結構乱暴だと思います。公私協は話し合う協議会の場ですが、通達によってかわからないけれども、当時の文部省からある一定の公式の協議機関として設置しなさいとのことで、県も設置したとのことです。何のためにあるのかは通知にも書いてありますよ。何のために作りましょうと書いてありますか。それは私学と公立がお互いに協議して教育の向上を図るための機関なのです。

そこでも決定しないからそれを無視して、今言われるように、県の教育委員会が決定したことを強固に断行しますと。その辺の意図が那边にあるのかとよくわかりませんが、何かあるのかなと思います。もう1回聞きます。その機関で決定したものが本来の決定事項であって、今、教育委員会が勝手に決めていいのかどうか。確認です。

大塚新しい学校づくり推進室長 公私協は決定機関ではありません。先に経緯を申しましたけれども、57年の通知はひのえうまの対応をとるために公私協をつくれということでした。その後、公私協を続けている県もありますけれども、もうやめている県もあります。

白壁委員 何回も言うとおりの、決定機関ではないけれども、調整する機関ではないのですか。調整もしなくて、必要ない機関なのですか。

大塚新しい学校づくり推進室長 当然、調整については今後も御理解をいただくように話し合いをしていきたいと思えます。

白壁委員 矛盾しています。先程は、教育委員会で決定したことは、教育委員会の決定としていきますが、理解いただくように話し合いをしていきますといのは矛盾していませんか。

大塚新しい学校づくり推進室長 我々の考え方を御理解いただくよう御説明したいという趣旨でございます。

白壁委員 ということは、先ほど言ったような公式も計算手法についても、今から調整するというところでよろしいですか。

大塚新しい学校づくり推進室長 御理解をいただくように説明を続けていきたいと考えております。

白壁委員 確認をしたいのです。教育委員会が決定したことだから、もうこれ以上は動きません。それを私学側に御理解いただくようにこれから努力しますということですか。

大塚新しい学校づくり推進室長 委員のおっしゃるとおりです。

白壁委員 公立と私学の関係というのは、私学をふやせば公立が減る、なおかつ、子供の数が減っていくのだから、常に対立ではないですが、本来、山梨県の教育の発展、子供たちの教育のために、お互いに目指すところは一緒だと思うのです。公立の人たちは、そんなに私学ばかりふやすとのことなのですが、今の韓国と日本、中国と日本もそうですが、お互いに悪いところもあるけれどもいいところを認め合うということが一番重要だと思います。

もう一つ教えてほしいのですが、公立の子供たちに補助はどの程度出ているのでしょうか。また、私学については1人当たりどのくらい出ているのでしょうか。公立で年間、私立でどのくらいですか。

大体、僕が調べた中では、公立は国と県と合わせて1人当たり大体130万円くらいです。私学については30万円くらいです。私学に通っている子供たちの親は、お金持ちでとかではないのです。私学にだって、生活に困窮している方々もおられる。税というのは公平なのです。だから、反対に累進課税でもっと上げなさいと、今度はもっととるようだけど、税は公平なのです。公立に行っている子供たちは、国権ですから、1人当たり130万円も税金からもらって、私学に行っている子供たちは30万円しかもらわない。この辺は考えていかなければならないでしょう。これは皆さんがやることではないですが、

私はやはり公私比率については、県の捉え方を2:8に近づける方向を考え

ていただきたいと思います。ただ、先ほどから言うように、いきなり上げるわけにいかないのでも0.5なり0.3なりずつ上げていきましょう、そこに近づけていきましょうという捉え方にしていかなければおかしいと思います。ある一定の公式について、ちゃんと認めて協議した結果、了解されるわけです。

そして、募集定員を決めるための裏づけの時期についても、今の時期、今年やったのは1次ではないですか。その後まだ2次のときに減ります。一次のときにはなぜ減るかという、そこは定時制の子供たちもいるからです。その辺はよくわかっていますよね。指定定数の関係もあり、身延の関係もわかりますが、そういう課題をしっかりと調整していくのが公私協ではないのですか。しっかりと協議しないといけないのに、それを新聞が勝手にリークしたのか、皆さんが投げたのかわからないけれども、今度はそれが表へ出るので、バックできない。しっかりと協議をして、当初言ったように、計画があれば、計画に沿ってしっかりと計算をしていくことです。そして、私学側にも了承を得ることです。何回も言うとおりの、目指すところは公立も私学も一緒です。

例えば県外と比べていったら、山梨県に私学が少ないことは間違いない。だから、今の2:8が正しいのか、21対79が正しいのかわからないけれども、それでも向こうはそういう捉え方をしているということは、そこに1つの方法があるからです。公立は潰れませんが、私学は失敗すると潰れます。よくその辺も考え、調整能力を発揮していただき、ぜひそういう方向を再度考えていただきたいと思います。最後、教育長の答弁をいただいて、終わりにします。

瀧田教育長

若干情報のそごのような、かみ合わないもところもあるかと思っておりますので、また必要があれば機会を改めて委員の方々に説明したいと思っております。また委員の御意見をいただくのを承知の上で言わせていただきますと、本県が定員を策定する分母となるものは92になっております。これは全国で最低であります。つまり、最初から入り口で全日制高校に92の割合しか入れないという算出式は間違っているというのが、平成19年からの県教育委員会の主張であります。他県は公私比率を定めていない、もしくは定めていても分母は100の中で公私比率を定めていますので、80対20であったり、100の中を75対25に割ったり、60対40に割ったりしております。山梨だけ分母を92に締め切ってしまうということは、門戸を最初から閉ざしていることに問題はないかということやずっと提案してきておりますが、その辺からも私学側の御理解は得られておりません。

現在の算出方法で進めていきますと、いずれ全日制の枠がどんどん小さくなるという宿命になっておりまして、いずれ90を割り込むことが想定されます。最初から80台しか子供たちを受け入れないというスタートは、私個人は間違っていると思っていますし、県教育委員会のスタンスも、同様です。公私ともに子供たちを可能な限り受け入れたいというのが県教育委員会のスタンスですので、できることならば、全体の分母に対して25ぐらいを私学で入学させていただいて、公立は75ぐらいがよいのか、その適正の位置はわかりませんが、希望する者全てに門戸を開くというのが少なくとも私、教育者のスタートでございますので、子供たちの教育の機会だけは保障してあげたいと考えております。以上です。

白壁委員

希望している子供たちの全体に対する数は95ですか。92ですか。

瀧田教育長

希望している数ですか。

白壁委員 はい。

瀧田教育長 現在は95です。

白壁委員 95ですね。要は、なぜ計算根拠の前提となるところが、1次のサマーテストのときの数を拾っているではないですか。ということは、1次の募集の後の数字を拾ってきているのです。2次になると95を切るのです。今度切ったときには、定時制の子供たちは、大体200人ぐらい今回減ったでしょう。しっかり計算をしていますか。こういうことから入って、そこが根拠になって今回の計算式が成り立っているのです。

今言われるようなこともあるかもしれないが、しっかりと協議していったほうがいいと思います。教育長の立場も、高校の教員として校長先生もされていたのだから、わかりますが、山梨県全体の教育レベルの向上を考えていくことです。私学には私学としての強みもありますし、弱い部分もあります。弱い部分もあれば、私学を伸ばしていかなければならない部分もあるのです。全部が公立ということではないのです。例えば公立の場合にはなかなか汎用的に、すぐ何か英語教育しようといっても、文科省で何とかというのでなかなか難しい。でも、私学の場合には、この方向で行きましょうといったら、そこに集中もできるだろうし、機動的に動けるのです。僕が言いたかったことは、しっかりと私学側とも協議していただくことと、その当時公私協で言ったことはしっかりと履行していただきたいということです。そして、変更するときにも、しっかりと私学側とも協議して同意を得てほしい。計算式も同様です。以上です。

塩澤副委員長 白壁委員の発言が終わりましたので、委員長と交代いたします。

主な質疑等 福祉保健部関係

第104号 山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第105号 山梨県立総合福祉センター設置及び管理条例廃止の件

質疑

(かえで荘の跡地利用について)

山下委員 地元なので、1つだけお伺いします。全部壊すということで、跡地利用は今のところはないとのことですが、通り道でなかなかいい土地でございますから、何か考えがあるのではないですか。

横森福祉保健総務課長 ただいまのところは建物にアスベスト等も使われていることも考えられますので、それらを調査しながら解体、更地にしていくことで考えております。その土地の利用につきましては、まず県の中でほかに利用するところがないか聞き、それでもないときには地元の自治体に、それでもないときには一般の競争入札等により利用するところを募っていきたいと考えております。

小越委員 指定管理者のモニタリングのアンケートによりますと、このかえで荘は非常に満足度が高いという結果が出されております。宿泊者の数もそう減っておりません。休憩利用者もほぼ同じぐらいです。

そこでお伺いするのですが、老朽化をされていて、他に同様の施設もあるためやめるということですが、この利用調査によりますと、料金を上げてでも続けてほしい、食べ物がとてもよかった、対応もいいと、かえで荘は指定管理ですけれども、すごい高評価なのです。それでもこれを廃止しなくてはならないのでしょうか。

そして、先ほど料金の低廉化が図られるとの説明がありましたけれども、具体的にはどのような温泉がどのような料金ぐらいで使えるのでしょうか。

横森福祉保健総務課長 ただいまのお尋ねでございますけれども、最初に、低廉化が図られていることからお答えしてもよろしいでしょうか。施設は、先ほど申し上げましたように71施設がございます。例えば玉諸の福祉センターは、ご老人や障害の方、母子の方々が御利用の場合には無料です。笛吹市のなごみの湯も、幼児や障害者の方、ご老人は市内の方でしたら普通は400円なのですが、半額になっています。

老朽化等で改修をするときに、各部屋にトイレがないとか冷温水器が老朽化しておりますので、大規模改修には1億円程度の経費を要するというところでございます。

それから、実は毎年6,000万円以上の指定管理料を指定管理者にお支払いをしていますので、アンケート調査では続けてほしいとか、料金を上げてもらっていただけないかという御要望がございましたので、その辺につきましても現在の指定管理者に問い合わせをしました。指定管理者でもいろいろシミュレーションしていただいたのですが、6,000万円をペイするだけの利用料に上げると、一般の笛吹市内にある温泉旅館と同等あるいはそれ以上の金額でないとペイができないため、そのまま続けることもできないという御回答もいただいています。

小越委員 それでは、先ほど玉諸福祉センターやなごみの湯など、県内に市町村の公設の入浴施設がありますが、宿泊で低廉な施設はどのあたりがあるのでしょうか。また、お幾らぐらいでしょうか。

横森福祉保健総務課長 南アルプス市の樹園が6,530円、北杜市の明野ふるさと太陽館が8,500円、同じく北杜市大泉にありますパノラマの湯いずみ荘が7,900円です。あと、甲州市のぶどうの丘の天空の湯が7,345円、中央市のシルクふれんどりいは、素泊まりですけれども4,000円という調査結果になっております。

小越委員 私は、ここはアスベストやいろいろ問題があるのは確かにですけども、もともと県が経営していたものを指定管理者にして、たくさんの方が利用し、宿泊者も休憩利用者もほぼ変わらず、むしろふえているような傾向もあります。その理由として料金が安いことがあります。確かに入浴だけでしたら、公設のいろいろなお風呂があるのですが、泊まって、ご飯もついて5,000円ちょっとというのはとても安いです。そこが今度使えなくなることは非常に不安なのですが、安い施設に補助金を出す、例えば違う石和、笛吹に泊まったときに助成するということはありますか。

横森福祉保健総務課長 そういうことは考えておりません。

討論

小越委員 私はこの条例に反対です。アスベストがあることで改修に金額もかかりますけれども、多くの方々が利用アンケートでも、残してほしい、安い料金で泊まれるという施設が必要だと訴えております。それにかわる代替の補助金制度もありませんし、私は反対です。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第116号 指定管理者の指定の件（山梨県立介護実習普及センター）

質疑

（選定委員について）

高木委員 選定委員について質問させていただきます。この5人の選定委員にはどなた

を選定したのでしょうか。

横森福祉保健総務課長 このたびは介護実習普及センター、愛宕山こどもの国、聴覚障害者センターの3件が指定管理者でございましたので、それぞれの原課から介護の専門の方、子育ての専門の方、聴覚の専門の外部有識者の方を御推薦いただきまして、選定したところでございます。

高木委員 それでは、選定基準はあるのでしょうか。

横森福祉保健総務課長 専門的な観点から指定管理者の候補者を選考するというので、今回の対象施設の性格を考慮いたしまして、福祉政策、高齢者福祉や児童福祉の大学教授、子育て支援で活動している団体の理事長、あと、会計実務に精通した方で5名を選定させていただきました。

高木委員 私が言ったのは、公認会計士さんも大勢いらっしゃいますが、その方を選ばれたのは選ぶ基準があったのかという意味です。

横森福祉保健総務課長 選定委員は、選定手続の透明性とか公平性を確保するために委員全員を外部有識者として選んだわけですが、全庁的な統一基準であります指定管理者の導入等に関する基本方針に基づき、選定させていただきました。

高木委員 今、応募1団体が選定されたとのことですが、選定していく過程で何回ぐらいの審議がされたのでしょうか。

横森福祉保健総務課長 全部で3回委員会は行いました。

高木委員 有識者、非常に学識の高い方たちがいるのですが、その費用についてお聞きしたいと思います。

横森福祉保健総務課長 県のほうで基準が決まっておりますので、報酬として1回につき1人9,800円と費用弁償の金額でございます。

(指定管理料削減の内容について)

大柴委員 1点だけお願いします。資料の5ページの一番下、1億9,222万が経費を削減して1億7,000万になったということですが、月あたりでは100万円ぐらいだと思います。これは何を削減したのですか。

山本長寿社会課長 提案価格の積算につきましては、これまでの実績とか業者の見積もり等を参考に内容を確認しております。今回の候補者の選定後に確認したわけですが、管理業務の状況等を踏まえた上で、さらなる経費節減が可能な部分につきまして協議を行ったところでございます。

その中で、これまで介護実習普及センターを運営してきた職員が5名いるわけですが、今回の提案につきましては、社会福祉協議会が選定候補者になったわけでございます。プロパー職員が2名いるのですが、今回はこの方々の給与を社会福祉協議会全職員の平均給与にしてきたため、人件費が非常に上昇したところでございます。それを社会福祉協議会の平均人件費ではなく、現在の職員の現員現給で業務ができないか提案をさせていただきまして、社会福祉協議会と合意に至り、人件費が200万円程度減額されたところでございます。

大柴委員 年間200万円ですか。

山本長寿社会課長 年間200万円でございます。

大柴委員 それだと、今、年間200万円ですね。あと残りは900万円ぐらいになるのですけれども。

山本長寿社会課長 詳細を申し上げますと、人件費につきましては203万4,000円でございます。それから、広報費として、新聞、テレビ、ラジオ等の広報を県が期待する以上にやっていただけるということだったのですが、その提案価格が非常に高額になってしまったため、広報につきましても、例えば無料でできる広告等もあり、また、県の広報番組もございますし、またはプロポーズも活用する中で広報していただきたいと協議を重ねまして、広報費で84万1,000円を減額していただきました。

また、消耗品につきましても、交代の備品について心配をされていたのですが、まだ使えるというものも十分ございまして、そこにつきましても35万3,000円、そして、講座の内容の見直しについては、各圏域でシンポジウムを開くという提案があったわけでございますが、県としては圏域に4回開く必要を求めておりませんでしたので、シンポジウムは県下1回でどうかを団体と交渉する中で、23万4,000円ほどの謝金を減額したところです。

このような中で、これまでの提案価格よりも少ない金額で5年間業務をいただけることになった次第でございます。

大柴委員 いろいろ削減してもらうことはいいことですが、そのためサービスが落ちなければいいわけですが、私が危惧したのは、皆さんが交渉して安くなった分、いろいろな面でサービスが落ちることなのですが、その辺は大丈夫なのかを最後に伺います。

山本長寿社会課長 委託を予定しております社会福祉協議会とは、今回の価格協議の中で、サービスの質は落とさないことを確約していただいておりますし、また、モニタリングで毎年運営状況等も確認させていただく中で、サービスの質を落とさないようにと努めてまいりたいと考えております。

小越委員 先ほどの大柴委員に対する説明で少し疑問があるのですが、人件費は社会福祉協議会にではなく、今と同じ水準に合わせるとしてあります。それから広報費を削れ、フリーの広告にし、シンポジウムは1カ所でやればよいと調整をして、社会福祉協議会とは折り合いがついたと言うのですが、そもそも選定委員の方々は、4回を1回にしるというのではなく、いろいろやってくれるからいいじゃないかということで評価をされていたと思います。それがお金のことで内容が変わるとなると、先の選考委員の評価と変わってくるのではないですか。

山本長寿社会課長 選考委員の先生方につきましては、その情報については提案価格の交渉の協議の中でお伝えしたいと考えております。また、4回のシンポジウムにつきましては、1回で圏域の方々を4回に匹敵する内容に協議いたしまして、実施できるよう受託団体と詰めておりますので、提案時のサービス内容は低下することがないようにさせていただきたいと考えております。

小越委員 やはり指定管理者制度でこれだけ高い90点以上の評価を得ていながら、最後に県と協議するときにお金の問題が出てきて、県の考えている金額より高くなるとそれを落とせとなりますと、せっかく良い提案したにもかかわらず、結局どんどん下がっていく指定管理のあり方にこれでいいのかと疑問を感じます。事業者が提案してきたものに対してこの点数がついているわけですから。最初に予定価格を公表している訳ではないのに、後で県がいろいろ言うのだったら、選定委員の方々の点数と実際にやるところがずれてくるのではないですか。いかがですか。

山本長寿社会課長 御指摘の部分もございますけれども、シンポジウムにつきましては、実施内容が提案内容と遜色がないように実施できますように、受託団体と今後詰めていきたいと考えております。

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第117号 指定管理者の指定の件（山梨県立愛宕山こどもの国及び山梨県立愛宕山少年自然の家）

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第118号 指定管理者の指定の件（山梨県立聴覚障害者情報センター）

質疑

（社会福祉法人山梨社会事業団の事業について）

山下委員 確認ですけれども、教えてください。社会福祉法人山梨社会事業団のメインの事業は何をやっていらっしゃるのですか。たしか特別養護老人ホームも幾つか持っている団体じゃないかと思ったのですが。

平賀障害福祉課長 委員御指摘のとおり、高齢者福祉もやっておりますが、高齢者、障害者、児童、全ての社会福祉事業を県内で展開しております。

小越委員 聴覚障害者情報センターは非常に高い評価で90点以上、93.90点、満点もかなりあります。先ほどお話がありました社会福祉事業団の提案価格1億9,800万円に対して、県が1億6,900万円と、年間にすると580万円ぐらいの減とでかなり差があるのですが、こんなに評価をしたにもかかわらず、県が毎年五百七、八十万円カットしたということです。どうしてこんなに削ったのか中身をまず教えてください。

平賀障害福祉課長 聴覚障害者センターの価格でございますけれども、1年当りに換算しまして当初の提案価格よりも578万8,000円減額をしております。大きな減額の理由は2つございまして、まず1つは、人件費でございます。こちらにつきましては、県におきましても人件費の抑制を進めているとことがございますので、人件費については、時間外手当の縮減等も含めまして削減をしていた

だくということでございます。

もう1つは、聴覚障害者センターの大きな事業といたしまして、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業がございます。これにつきましても、これまで法人が培ってきましたノウハウなどを生かすと同時に、平成21年から平成24年までの実績が出ておりますので、この実績なども参考にしながら、サービスの水準を落とさない程度に維持をしていくことを勘案しながら縮減、削減をしていただいたという状況でございました。以上です。

小越委員 具体的に人件費の削減というのは幾らなのですか。県の縮減に合わせるということですが、県の何に合わせたということですか。

平賀障害福祉課長 社会福祉事業団につきましては、県職員と同じ給与体系をとっておりますので、県と同じということにはできませんけれども、相対的な考え方として、県でも給与の削減措置をとっているの、人件費は極力削減してほしいという考え方でございまして、何をこれだけ抑えたということではございません。以上です。

小越委員 幾らですか。

平賀障害福祉課長 総額では、1年当たりに換算しまして272万2,000円の減額をお願いいたしました。

小越委員 272万円の時間外手当を圧縮せよという話ですけども、例えば時間外に仕事をしていたわけですか。その圧縮というのはどのようにやれと言っているのでしょうか。

平賀障害福祉課長 時間外手当の圧縮に限らず、給与の削減にはいろいろ方法があると思います。この法人につきましては、業務委託の時代も含めまして、長い間この聴覚障害者センターの運営をしておりますので、いろいろなノウハウを持っておりますから、人件費については極力抑えるようにお願いしております。

小越委員 質問しているのは、ノウハウがあることではなく、時間外の圧縮について、どのように縮減しろと言っているのか聞いているのです。ノウハウがあるというのは、質問と違う答弁なのですけども。

平賀障害福祉課長 時間外の縮減についてですが、聴覚障害者センターは、週1日月曜日が休みで、夜もある程度遅い時間まで営業しております。6人の職員が交代で勤務しているわけですが、ローテーションのやりくりなどで工夫ができるのではないかと考えております。以上です。

小越委員 手話通訳の派遣、実績とありますけれども、実績を見ますと、平成22年度、手話通訳1,675人、23年度、1,805人、24年度、1,910とふえているわけですか。事業団の提案は、手話通訳派遣はどのぐらいと提案してきたのですか。

白壁委員長 資料はありますか。

平賀障害福祉課長 今、資料を探しています。

白壁委員長 　　少し休憩します。

（ 休 憩 ）

白壁委員長 　　再開いたします。

小越委員 　　では、資料が来る前に、先ほど1年間578万円の乖離があります。そのうち、272万円が人件費でしたので、残り300万円は何を削れと指導して、幾らなのでしょう。

平賀障害福祉課長 　578万円の内訳ですが、人件費以外は手話通訳者の派遣事業が153万7,000円です。それには手話通訳者の研修費用なども入っております。それから要約筆記者の派遣事業として58万円、旅費として29万4,000円、手話通訳者の養成事業として25万4,000円となっております。以上です。

小越委員 　　さっきの数字が欲しいのですが、一番大きな手話通訳の派遣153万円、研修も含めますけれども、これは人数や回数にしますと、何回分減らして、何人分減らすということになりますか。

平賀障害福祉課長 　手話通訳者の派遣につきましては、何時間派遣するか、最低1時間単位ですが、1時間、2時間、3時間と1日の業務時間はそれぞれの業務時で違います。あとは、最初の1時間と次の1時間では違うなど、いろいろ計算の仕方が異なり、単純になっていないものですから何人分と答えるのは難しいと思います。

小越委員 　　まだ来ませんね。先ほどの介護実習センターもあったのですが、この578万円から人件費を削るのは、そもそも手話通訳派遣や要約筆記や養成を削ることになりますと、これは専門的業務で、障害者の方々の社会参加を保障する業務です。障害者の方々の社会参加をふやす提案に対して削れと言うことは、障害者の社会参加の保障は、もっと少なくともいいと言っていることになるのではないのですか。

平賀障害福祉課長 　経費の削減はさせていただきましたけれども、先ほど御説明しましたように、サービスの水準は落とさないということで、これまでの4年間の実績について、これを下回ることがないように縮減に努めていただいたということでございます。以上です。

小越委員 　　まだ来ないからですけれども、24年度で手話通訳が1,919人です。要約筆記も238人と、かなり聴覚障害者の方々にアプローチして、そこに社会参加を促すために手話通訳必須のところがありますので、それをもっとやろうと提案しているにもかかわらず、578万円のうち300万円、ほとんどそこを削れという指導になります。この点数で、こんなに頑張っているという評価をされました。管理運営の方針も収支も満点です。同時に、人的な可能となるところも36点中34点ですごく高い点数、満点もらっています。それにもかかわらず、今度県がお金を出すときにこんなにやらなくてもいいというのは、この評価とずれてくるのではないですか。

平賀障害福祉課長 当初の額からの下げ幅が大きいように見えますのは、実は当初の提案のときには、手話通訳者の派遣単価を高い額に設定していました。現在は1時間ごとに1,500円としているのですが、これは最初の1時間については高い金額、単価に設定してほしいということがございました。ただ、事業団からの提案ではあまりにも単価の上げ幅が多かったものですから、県の単価は民間や市町村の派遣もその単価にならうことが考えられますので、県であまり大きな単価の上昇というのは好ましくないため、単価の引き下げについてもお願いしました。その影響もかなりあるかと思えます。以上です。

小越委員 単価の引き下げは幾らやったのですか。

平賀障害福祉課長 当初の事業団の提案では、最初の1時間がこれまで1,500円だったところを3,000円にする提案をいただきました。倍増です。やはりこれはほかに手話通訳者を使いたい人が倍額になると影響も大きいと思います。できるだけ多くの方に使っていただくためには、ある程度の低廉な価格であることを考えるといくら何でも倍増というのではなく2,000円程度にしたらどうかという提案をさせていただいたところでございます。以上です。

小越委員 では資料が来たので伺います。1,500円を3,000円にしたとのことですが、聴覚障害者の派遣をしたときに、利用料や使用料の金額も倍になるということですか。私たちが手話通訳の方を頼んだときに、今まで例えば1時間1,500円だったのが倍になるということですか。

平賀障害福祉課長 はい。どなたでも聴覚障害者センターに手話通訳者を頼むことができますから、もし仮にどなたかが1時間頼めば、今までは1,500円だったものが3,000円になるという内容を含む提案でしたので、削減をお願いしたというところです。以上です。

平賀障害福祉課長 手話通訳者派遣事業の派遣回数については、そのときの時間によって変わりますので概算になります。提案は890回だったことに対して、705回分に削減をさせていただきました。以上でございます。

小越委員 このモニタリングシートによると、手話通訳派遣人数は24年の1,919人、23年の1,805人、22年の1,675とずっとふえています。多分、聴覚障害者センターの皆さんももっとふやしていこうと提案をして、先ほどの答弁によると、今までのサービスは落とさないと言っていました。もっと障害者の皆さんの社会参加を保障しようとしてきたにも関わらず、そんなにやらなくていいからこのぐらいにしなさいとすることは、指定管理者になじまないと思います。

特に福祉事業で専門的業務です。3,000円になったと言うけれども、この手話通訳、誰でもできるわけでもありませんし、手話通訳、多分資格も何か必要だと思います。これから手話通訳の方々を必要として、それを保障する、もっと養成していかなければいけない中で、せっかくなかなかいい点数をつけて、頑張っているという評価を受けていただきながら、県がこんなにやらなくていいとすると、指定管理者が頑張っていることをどんどん下げていくことになるのではないかと、私には危惧していますので、そのことをどう考えるかを最後に聞いて終わります。

平賀障害福祉課長 委員御指摘のとおり、事業団にこのセンターをお任せする以上、サービスを低下させることがあってはならないと思いますので、これまで培ってきた事業団の運営のノウハウを最大限に生かしていただく中で、手話なり、聴覚障害者の社会参加の促進により貢献するセンターになってもらうため、私どもも聴覚センターといろいろな話を進めていきたいと考えています。以上です。

山下福祉保健部長 正確な人数が出ていない中で説得力に欠けるかもしれませんが、今回の提案価格から実際の指定管理をお願いするときの価格が下がった中には、先ほど御説明をいたしましたとおり、派遣に係る1時間当たりの単価、相手方の現行1,500円から倍増の3,000円という希望を落とさせていただいたことを含めて150何万円か減ったということですが、実際の運用回数はほとんど変わらないと考えております。

また、いろいろな場面でどのぐらいの時間を手話通訳等をお願いするかというのは、必ずしも1時間きっかりでお願いをすることばかりではないと考えられますので、予算の中でできる限り派遣をしていただくことは事業団にもお願いをしておりますので、次回の指定管理になった場合に現状と比べて回数が減るとか、社会参加の機会を著しく減らすことにはつながらないと考えておりますし、そういうことのないように事業団には申し入れております。以上です。

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第106号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条継続費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第24-10号 重度心身障害者医療費助成制度の現行のまま窓口無料の継続を求めることについて

意見

小越委員 採択すべきだと思います。

(「継続です」の声あり)

討論

小越委員 採択すべきだと思います。先日も6回目の説明会が開かれましたけれども、

何ら心配は払拭されておられません。先日この会の皆さんが記者会見をされました。貸付制度についても何ら説明もされず、不安が解消されない。特に子供の障害児の方は、子供の医療費は窓口無料なのにもかかわらず、重度障害児、子供の場合は1回お金を払わなくてはならない。何て不合理なことかと思えます。山梨県は重度障害者医療費を現行の窓口無料にすることしか私は障害者の皆さんの不安を払拭することができないと思えます。この請願は採択するべきだと思います。

採択 採決の結果継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(生活保護の申請について)

小越委員 生活保護のことについてお伺いいたします。先日、生活保護の文書において誤解を招く表現があり、県が指導したとありましたが、どの自治体にどのような指導をしたのかまずお聞きします。

横森福祉保健総務課長 生活保護の申請の際、あたかも親族の扶養がなければ生活保護の開始ができないと誤解を招く文書が、ある会社のシステムで自動的に出てしまうことがございましたので、県や市の全ての福祉事務所で、そのような文書を発出することがないように、また、もし今までそういうことがあった場合には、速やかに文書を訂正するよう通知いたしました。

小越委員 4自治体に指導したと聞いておりますが、生活保護の申請には、どのような書類が必要で、どのように手続をするのでしょうか。

横森福祉保健総務課長 生活保護には、まず住所やお名前などを申請書に記入し、私は生活保護を受けたいとの意思表示をしていただきます。申請書を受けた際、資産の有無や親族から扶養が受けられることなどを照会するための同意書を本人からいただきます。また、金融機関に、本人名義の資産があるかもしれませんので、そのための調査について了解を得ることになっております。

小越委員 生活保護法は、生活保護を申請したい意思がある者が必要書類を提出すれば、申請を受け付けるという解釈でよろしいですね。

横森福祉保健総務課長 生活保護は最後のセーフティーネットと言われておりますので、相談に見えた場合には、各福祉事務所の窓口では他法他施策についてもお話をしますが、その後で本人が生活保護を受けたいとの意思確認を必ず行った上で、申請書を受理します。ただ、先ほども申し上げましたように、受理はしますけれども、調査をするために本人の同意が必要ですので、その書類も書いていただくこととなります。

小越委員 そこで、問題の扶養届出書ですが、この届出書を提出しないと生活保護を受け付けないということはないですね。扶養届出書は後でもいいですね。

横森福祉保健総務課長 はい、委員のおっしゃるとおりでございます。

小越委員 例えば甲府市の場合、必要書類だけで七、八枚あります。生活保護申請書、計画書、資産報告書、家賃証明、収入証などを全部記入し提出した日が生活保護の受付日と言っておりますが、それは間違いですよね。

横森福祉保健総務課長 はい、委員のおっしゃるとおりでございます。甲府市の監査にも行ってまいりましたが、正しい生活保護の受け付けには、本人の意思確認をして生活保護の申請書を提出していただければ、適用になると説明してまいりました。

ただし、委員が今おっしゃいました七、八枚の書類も提出していただかないと調査ができません。調査をしないと生活保護の開始ができません。生活保護は申請書を受け付けてから原則は14日以内に開始することになっておりますが、調査ができませんと14日以内に開始することができません。その場合には最長で30日になりますので、申請をしていただく方には、なるべく申請書と一緒に同意書等についても提出をいただくと、市や県の福祉事務所でも事務処理に取りかかりやすいということがございます。

小越委員 確認したいのですが、例えば病院に入院している方は、自分で動けませんし、身内もいなければ、福祉事務所まで書類を持っていくことができません。そういう場合に、生活保護が対象になれば、必要書類が全部後から提出されたとしても、生活保護申請した日にさかのぼって適用されるという考えでいいですね。

横森福祉保健総務課長 はい、そのとおりです。本人が申請書を提出し福祉事務所で確認ができればその日になります。入院されている方は、福祉事務所に書類を届けられないわけですから、連絡等をいただきケースワーカー等が伺ってお話を聞く中で申請された日付になります。

小越委員 その日付が大事なところで、甲府市は申請書を出した日付を書くと言っているのですが、日付をさかのぼって、生活保護を申請したときから適用していただかないと、書類が全部整ってから、あなたは適用されますよということだと、空白が出てしまいます。そうではなくて、生活保護を申請したいとの意思確認をしたときに、さかのぼって生活保護が適用されるということによろしいですね。それを全県に徹底してもらいたいです。

横森福祉保健総務課長 重ねて申し上げますけれども、本人が生活保護を受けたいとの意思確認をした日からということでございます。

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を1月31日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

以上

教育厚生委員長 白壁 賢一